

平成30年9月12日開会

平成30年9月20日閉会

平成30年

第3回定例会会議録

(第1日目)

小豆島町議会

# 平成30年第3回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第45号

平成30年第3回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年9月5日

小豆島町長 松本 篤

記

1. 期 日 平成30年9月12日（水）
2. 場 所 小豆島町役場本会議場

---

開 会 平成30年9月12日（水曜日）午前9時30分

閉 会 平成30年9月20日（木曜日）午後2時31分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	9月12日	9月20日
1	藤 本 傳 夫	○	○
2	三 木 卓	○	○
3	大 下 淳	○	○
4	森 弘 章	○	○
5	藤 井 孝 博	○	○
6	中 松 和 彦	○	○
7	大 川 新 也	○	○
8	柴 田 初 子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森 口 久 士	○	○
11	安 井 信 之	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
教 育 長	高 橋 昭 治	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	瀨 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
健康づくり福祉課長	岡 本 達 志	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○
商 工 観 光 課 長	近 藤 伸 一	○	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○	○
農 林 水 産 課 長	山 本 重 敏	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	入 倉 哲 也	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○
オ リ ー プ 課 長	丸 本 秀	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○
総 務 課 付 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	小 野 努	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀

書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

平成30年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月12日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 報告第2号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（町長提出）
- 第5 議案第52号 平成29年度小豆島町歳入歳出決算認定について（町長提出）
- 第6 議案第53号 副町長の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第7 議案第54号 小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第55号 草壁地区改良住宅外壁改修等工事（D工区）に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第9 議案第56号 片城ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第10 議案第57号 小豆島町道路線の認定について（町長提出）
- 第11 議案第58号 平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第12 議案第59号 平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）

平成30年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月20日（木）午後2時30分開議

- 第1 議案第52号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議案第57号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第3 議案第60号 小豆島中学校PC教室更新事業に係る物品購入契約について  
(町長提出)
- 第4 議員派遣について
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第7 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前 9 時 30 分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10 月末までの間クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席での私語は慎み、また録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いします。

おはようございます。本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る 9 月 5 日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第 3 回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では平成 29 年度の各会計決算認定のほか、報告案件 1 件、人事案件 1 件、条例案件 1 件、契約案件 2 件、補正予算の審議 2 件、その他案件 1 件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、本日の第 3 回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前 9 時 30 分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6 月 6 日以降 9 月 4 日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告 3 件、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類 3 件につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありま

すので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります  
が、会議規則第125条の規定により、5番藤井孝博議員、6番中松和彦議員を  
指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたしま  
す。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議  
は本日と20日とし、会期は本日から20日までの9日間にしたいと思いますが、  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から  
20日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出  
します。その後、時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行  
いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。それでは、4番森  
弘章議員。

○4番（森 弘章君） 早速ですが、私は、通告書にありますとおり、小豆島  
におけるふるさと納税の現況と活用についてお尋ねします。

先月の新聞記事ではありますが、2017年度の県内8市9町に寄せられたふる

さと納税における寄付総額は 28 億 9,813 万円で、16 年度を約 7 億 8 千万円上回り過去最高となったが、総務省の寄付に対する返礼品の上限を定めるなど、獲得競争の歯どめをかける要請もあり、5 市 2 町は減額しています。当町においては、昨年より 836 万円の増額の 1 億 607 万円で、県下では 6 番目であるが、人口割から見てもかなりの高額寄付金であり、その要因の一つは、先ほどもありました島ブランドの返礼品目であると思われます。

そこで、質問のまず 1 点ですが、当町におけるふるさと納税の近況とけさも報道されておりましたが、返礼品金額の目安はいかほどか。また、今後その扱いはどのように。

2 点目といたしまして、その品目の選定基準、また人気の品々はこういったものか。

最後になりますが、その品々については、話は飛びますが、さきの施政方針にもありました第 1 次産業を含めた産業のまちおこし及び地場産業の魅力と可能性、すなわち小豆島ブランド化の推進とある中で、このたびの寄付者から希望される返礼品の品々は、まさに島外者による小豆島への憧れ、夢そのもので、その選ばれた品々の結果はまさに外から目線でのこれからの小豆島のあるべき姿、すなわち島おこしアンケート調査そのものと思われる。

そこで、今回せつかくあるこれらの結果を参考に、今後の地場産業の活性化を含めたまちおこし事業に活用できないか、以上質問させていただきます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森弘章議員から、ふるさと納税の現状とその活用に関するご質問をいただきました。

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成 20 年度の税制改革により創設されました。これまで小豆島町出身者に限らず、町の自然や文化、産業などに魅力を感じ、町の発展を応援したいという方々からたくさんのご寄付を賜っております。森議員ご承知のとおり、平成 29 年度にあつては 3,772 件、1 億 607 万円の寄付額となっており、過去最高額となっております。いただきましたご寄付は、町の貴重な財源として地域活性化に向けたさまざまな施策に活用しているところでございます。

また、返礼品につきましても、地場産業の魅力と可能性を広げることができ

るものと考えておりますので、今後もこのふるさと納税制度を積極的に活用し、町の元気づくりを進めていきたいと考えております。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、ふるさと納税の現状につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、寄付総額の推移でございますが、平成 20 年度から平成 29 年度の 10 年間で 3 億 2 千万円余りのふるさと納税をいただいております。制度開始から平成 26 年度までは 300 万円前後で推移しておりましたが、国の平成 27 年度税制改正におきまして、寄付金控除の限度額が 2 倍に拡大されたことや、確定申告が不要となるワンストップ制度が導入されたことによりまして、平成 27 年度から飛躍的に伸びておりまして、3 年連続で 1 億円程度をいただいております。

また、国の制度改正を絶好の機会として捉え、町独自の取り組みとして返礼品の大胆な見直しやクレジットカード決済を導入したことなども大きな効果があったものと考えております。

次に、本町から他団体への流出寄付金についてですが、平成 29 年度で申し上げますと 700 万円強の金額が他の自治体へ寄付されている状況でございます。

次に、寄付の目的でございますが、本町では寄付の申し込み時に 1、健康・福祉、2、教育・文化、3、生活・環境、4、観光・産業、5、自治・自立の 5 項目を選択していただく仕組みにしておりまして、寄付金の使い道についてお伺いしております。平成 29 年度実績では、2、教育・文化への寄付金が一番多く、先ほど町長が申しました 1 億円強のうち約 3 千万円となっており、次いで 4、観光・産業が約 2,700 万円となっております。頂戴しました寄付につきましては、必要経費を除いた額を一旦ふるさとづくり基金に積み立てました後に、寄付者の意向を反映しつつ、翌年度に各種事業に充当しており、29 年度は約 5,862 万円を積み立てたところでございます。

29 年度の主な活用事例を申し上げますと、中学校吹奏楽部新設に伴う楽器購入、それから小豆っこ誕生プロジェクトなど教育・文化に 1,955 万円、小豆島中央高校通学に伴う定期券補助など交通政策を中心とした生活・環境に 600 万円、中山地区の棚田活性化事業や起業家支援を実施した観光・産業に 1,550 万

円などとなっております。

次に、本町における返礼品の金額は、総務省からの通知に従いまして寄付額の3割程度としておりまして、返礼の金額で申し上げますと3千円程度が最もポピュラーとなっております。返礼品の内容につきましては、町の特産品全てを対象としておりまして、具体的な条件として、町内に本社または主たる事業所を有する法人または個人事業者で、町税に滞納がないことを基準としております。

返礼品で人気の品を申し上げますと、売上額、受注数ともにオリーブオイルとなっており、全体の約37%を占めております。ほかにも、そうめん等の製麺が約25%、次いでオリーブ牛などの肉類が8.6%でございます。森議員ご質問のとおり、返礼品の選択につきましては、島外者の小豆島への憧れや魅力を大きく反映するものと考えております。このため、島の地場産業の魅力と可能性をさらに引き出すような返礼品を今後加えていきたいと考えており、ふるさと納税を最大限に活用し、町の財源確保と産業の活性化という好循環を生み出し、地域の元気をつくっていききたいと考えております。

最後に、返礼品の充実強化に向けまして、町内事業者に対し本年7月に説明会を開催し、これまでの24社に加えまして、新たに20社の賛同を得まして、10月からの登録に向けた準備を進めていることをご報告申し上げまして、私からのご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） 寄付総額1億600万円、これは17年度の当町の税込、軽自動車税約6,100万円、たばこ税約9,200万円をもしのぐ高額寄付金収入となっております。貴重な自主財源でもあります。自主財源は、例えば1億円あれば、内容によってはその3倍、5倍の事業が可能と伺ったことがあります。今後においてもその貴重な財源を、今述べた町の重要施策に活用願いたく思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 森議員からご質問いただきましたとおり、1億円を超えるふるさと納税というのは、軽自動車税あるいはたばこ税の収入を既に上回るような大変貴重な財源となっております。この財源を活用することによって、教育環境の整備であるとか、あるいは新しい産業づくりであるとか、そういったものに使いまして、さらに町の発展、島の発展に努めていき

いと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 11 番安井信之議員。

○11 番（安井信之君） 私は、緊急時の体制について町長のお考えを伺いたいと思います。

7 月初旬、西日本豪雨災害で多くの人命、財産が消失しました。被害を受けた方にはご冥福並びに早くもとの生活が送れることを祈るばかりですが、自然の猛威に対して人がどこまで防ぐことができるのか、考えさせられる出来事であったと思います。

しかし、私が考えるに、防げたこともあったように思います。広島での市街地の河川が倒木等で増水し浸水被害が生じた事例がありました。これは、二次災害的なものだと考えます。パトロールの際に二次災害の可能性を察知し対処すれば、起こり得なかったことではないかと思えます。

そこで、我が町では災害に対しての体制をどのようにしているのか、伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、本町の災害時に対しての体制についてご質問をいただきました。

本町の災害時の緊急体制につきましては、職員防災初動マニュアルに基づいた配備を行っております。その中には、暴風、大雨、高潮などに対応する水防本部と地震時の対応及び災害対策本部の災害の規模に合わせた設置基準を規定しております。また、警報発令とともに避難所を開設したり、注意喚起の周知を防災無線で行うなど、住民の皆様方にも早目の対応をしていただけるよう心がけておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町の緊急時の体制ということでございますけども、これ先日の 8 月 23 日の台風 20 号の場合を例にとって具体的にご説明申し上げますと、台風 20 号に際しましては、气象台から正午ごろに警報が発令されるという事前の情報が

ございましたので、役場の若手職員を中心に、午前9時から昼にかけて町内に約300カ所ございます陸圃の閉鎖と避難所の開設の準備を行っております。これ当日は勤務日でございましたが、休日の場合でも職員に一斉メールを送ることにより、同様の体制はすぐに対応できるようになってございます。そうこうしておりますうちに、午前11時10分に暴風警報が発令されましたので、発令されると同時に水防本部を設置し、現状の確認と今後の対応について、午後1時30分に町長を初めとする幹部職員と消防団本部役員による水防本部会議を行い、そのときの台風の状況から、避難所の開設は午後2時、消防団の招集は午後5時と決定をいたしました。会議後は、消防団長、副団長も役場の水防本部に常駐するとともに、避難所及びポンプ場に職員を配置、また自治会にお願いしている避難所については自治会長に開設のお願いの連絡をいたしております。また、午後10時の満潮時と台風の最接近が重なることから、平成16年度並みの高潮が懸念されておりましたので、防災無線によりまして注意喚起の放送を再度にわたり行っております。午後10時が満潮でございましたけども、結果としては、台風が行き去った後の吹き返しの風によりまして、午前1時に最高潮位となりました。午前2時30分ごろにはその高潮も落ちつきまして、午前3時3分に全ての警報が解除されまして、その時点で水防本部は解散し、水防本部員、消防団員、また避難者のいない避難所の職員も解散をいたしました。

その間、特に消防団におきましては、担当管内のパトロールや可搬ポンプでの海水の排水など、大変ご尽力いただいております。また、住民の方から情報が役場に入れば、先ほども申しましたように、水防本部に消防団長が詰めておりますことから、その地区のパトロールはもちろん、障害物の撤去や土のうの提供など、即座に提供をしてもらっておりますので、ご質問にございましたようなパトロール時の不手際は無いものと考えております。

なお、これにつきましては、あくまでも台風時に若干の時間的な余裕があるときの対応でございますので、十分な体制はとれていると思っておりますけども、地震等の場合は時間の余裕がございませんので、今後も十分な緊急時の体制が引けるように検討を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 行政の対応はそれなりでいいのかなと思います。ただ、民間企業等の連携、協定とかがありますよね、そういうふうな部分はどういうふうになされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 安井議員おっしゃいましたように、役場だけでは全て対応できないということで、当然民間の事業者との協定が幾つかあります。その中で、総務課が管轄しておりますものが、小豆島町が直接民間の事業者と締結しているものが11事業者ございます。例を挙げますと、災害時における物資の供給等に関する協定ということで、マルヨシ、マルナカさん等と協定を結んでおります。それから、県が直接協定を結んでおるものもございまして、例えば災害時の緊急な仮設住宅の設置を香川県の建設協会と結んでおるような協定もございしますが、そういう協定を県が59事業者と結んでおります。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 県と協定を結んどるいうふうなことを言われましたが、町として土木業者なりと協定を結んどらんかったら、消防団で何か障害物をのけるとか、そういうふうな簡単なものではやったらええと思いますが、大きなものとなりますと重機が伴うような形になってきます。県のほうの維持管理の部分で、道路並びに河川、港湾では契約を結んで何かあったら対応するというふうな事業があります。町のほうもそういうふうな形で体制をとっていかないとなかなか難しい部分もあると思います。担当課に問い合わせしたら、今検討中ですよというふうなことですから、どうしてもそういうふうな民間の業者の手を借りないと対応ができないというふうな事例もあると思いますので、その辺どういうふうにご検討されているのかお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 今、安井議員のほうからご指摘というか、ご質問をいただいた町内の土木の業者との協定のような話かと思っております。

先ほど総務課長が話をしておりましたとおり、県のほうは建設業協会というのが県の組織でありまして、そことそういう公共土木施設等が被災に遭った場合ということで協定書を結んでおります。郡にはその組織があるんですが、町には建設業協議会というのがありまして、そこの土木の業者さんの会員は、工事と

かで発注するときに指名願を出してもらって、そこに出てきている業者さんを指名するということになってるんですけど、その指名願が出てきてる業者さんのうち、100%は入ってないんですけど、そういう協議会がございます。今、協定まではいってないんですが、そこの代表者さんとの話で、福田地区はどこそこの業者、内海地区はどこどこの業者で、池田地区はどこどこの業者が一応代表して指示を受けるというか、電話はしてもらったらいいですっていうところまではいってございますので、安井議員の意見を参考にしまして、今後、成果と言うたらあれかもしれないですけど、協定が結べるように検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 広島市の街地の河川の増水において、言うたら建設業者がだんだんだんだん少なくなってきとって、そういうふうな早い対応がとれなかったというふうなこともテレビ報道では指摘されておりました。

私が以前町の予備費を増額せえというふうに言うて増やした経緯があります。その部分においては、すぐ対応ができるいうふうな部分で予備費を増額せえというふうな形でやったと思いますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、二、三カ月前でしたっけ、池田の農免の際の木などが道のほうに垂れ込んで、歩行者の方からそれどうにかならんのかというふうなご指摘を受けました。そのときに、担当課なりに問い合わせたところ、その対応が何週間かたった後対応されたというふうなことがあります。今、現業ですぐ対応する部分はあると思いますが、その分の足らずの部分、先ほど言ったような民間の業者なりにお願ひして、すぐ対応できるような形にしないと、農免といひましても町が管理しとる道です。そこで何かあったときには、当事者が一番罰せられることは間違いないんですが、町のほうにも苦情が出てくる、また住民の皆さんにご迷惑をかけるというふうな形になってくると思ひますんで、その辺の対応もできるというふうにご考慮とつたらええんですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 特に予備費につきましては、本町のそういった災害とか不測の事態に対応するための予算ということでございますので、極力予備費も対応しながら、できる限り速やかに対応してまいりたいというふうにお願ひ

すので、よろしくご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 県の大きなある程度の規模の業者いうんは、県の事業、県の県道、国道などにすぐ対応するというふうな形になってくるとと思います。ある程度小さな業者に関しても、そういうふうな部分で町と連携してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、町役場が新庁舎に移って4カ月、松本篤町長が就任して4カ月たち、役場業務を今どう評価しているかにつきまして質問をいたします。

町役場が新装になった新庁舎に移って4カ月がたちました。松本篤氏が新町長に就任して4カ月がたちました。それまで内海庁舎、池田庁舎と分かれて役場業務をやってきましたが、現新庁舎に移り、住民への奉仕者として役場職員のやる気、意欲、気力など、町行政全般を見て今の状態をどのように評価をしているかということでお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員のご質問にお答えをいたします。

平成18年3月の合併以降、本町は分庁舎方式を採用し、既存の池田庁舎及び内海庁舎において業務を進めてまいりましたが、本年5月7日に庁舎機能を統合した新庁舎で業務を開始し、4カ月が経過をいたしました。

浜口議員からご質問いただきました役場職員のモチベーションにつきまして、老朽化した庁舎から新しくきれいになった庁舎になったことから、職場環境が大きく改善され、これまで以上に意欲を持って業務に取り組んでいるものと感じております。

また、職員がお互いに顔を合わす機会が多くなり、円滑な意思疎通ができるようになりましたので、横の連携も深まり、また職員の一体感が高まっており、ことは実感しているところでございます。

多様化する行政需要に対応するためには、職員のモチベーション向上と円滑な意思疎通は非常に重要だと考えておりますので、庁舎統合による効果が大いと感じております。

一方で、住民の皆さんにおかれましても、これまで複数の用件があった場合、担当課の庁舎を確認した上でそれぞれの庁舎を訪れなければならない場合がございますが、新庁舎へ統合後はワンストップで行政サービスが提供できるようになりました。

また、町民サービスの低下を招かないよう、現在の池田保健センターを改修し、池田窓口センターの機能を維持させることとしております。住民のサービス機能向上の面においても、庁舎統合は大変意義あるものだと感じております。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 小豆島町の町長は、塩田幸雄氏から松本篤氏にかわりました。現庁舎も改装されて、新築仕立てのようにきれいになりました。町長と役場職員が意欲を持って町民のために働いてくださることを願って、終わります。以上。

---

○議長（谷 康男君） 5番藤井孝博議員。

○5番（藤井孝博君） 私からは、変化している観光ビジネスの取り組みについてご質問をさせていただきます。

ここ数年、小豆島の知名度アップ、それに伴い観光客の増加傾向は、行政のリーダーシップのもと、関係団体各位による努力のあらわれかと思えます。しかし、最近の観光動向は、以前と比べていろいろな面において大幅に変化しており、新たな観光ブームが押し寄せております。

先月の四国新聞でも「かがわ観光新時代 インバウンドの風」と題した連載記事を読まれた方も多いかと思いますが、今までの短期集団型のものから、個人を主体とした滞在、体験型のコト消費観光へと着実に変わってきております。現に、2017年の香川県での宿泊状況を見ると、ネット情報活用により、外国人観光客が45万人に達し、これは5年前に比べると10倍超の数字で、伸び率は全国第1位です。さらに、2020年は58万8千人の目標を掲げております。

この動向を踏まえて、現在積極的に投資しているのが、高松市内のホテル業者で、新築、増改築を合わせ約830増室を計画実行しております。収容能力は、現在の1.2倍になります。一方、宿泊観光客増加に向けた取り組みとして、県では民間事業者へ常設の夜のイベント実施の働きかけや、歴史的建造物を活用

した地域伝統芸能の夜間公演など、夜を楽しむコンテンツの充実に努めております。

そこで、一番気になるのは、経済効果の面でございます。宿泊した場合の観光消費金額は、日帰り観光客に比べて約5倍の消費額が試算されております。

四国の地域の状況をちょっとお話ししますが、今四国で観光地で一番人気があるのは、ご承知かと思いますが、大歩危、祖谷地区でございます。高速道路の開通などで大変厳しい環境を強いられておりましたが、大変今にぎわっております。インバウンドというおかげもでございます。私も10年ほど前から徳島と深い縁がございまして、知人や地元銀行で情報収集をいたしました。詳細な点は、時間の関係上この場では割愛させていただきますが、ある有志の方の一言だけが胸に突き刺さりました。この10年強、大変厳しい環境下で地域の活性化を取り込んできた。ここに来てやっと日の目を見つつありますと。だが、今からが本当の勝負の年、これからが本当の観光の勝負ということを言われました。私も、その言葉を聞いて、我がふるさとをとということで、あえて今日このような質問をさせていただきました。

私は、ますますグローバル化する小豆島の観光ビジネスは、外貨、島外資金を稼ぐ輸出産業であり、国際交流の場であると思います。その成功のためには、おもてなしの心を徹底し、顧客満足度や小豆島ブランド力を高め、未来につながる観光の島、小豆島を目指すべきと考えます。

このような観光を取り巻く環境の中、日帰り観光の島にならないためには、ここ小豆島でも今こそ将来の観光ビジネスを見据え、観光交流人口が増加し、経済効果が生まれる新たな仕組みづくりに取り組む時期ではないかと思えます。小豆島独自の歴史、文化、産業、自然環境等を取り入れた滞在型コト消費観光や島内の高齢化社会を活用し、高齢者の体験を生かした指導による体験型観光などを官民の役割を明確に協力して取り組むべきことが重要な課題と考えます。

そこで、2点質問いたします。

町長の所信要旨の中に、体験や体感する観光を研究していきたいとあります。私の言ってる仕組みづくりと表現の違いだけかも知れませんが、これから変化していく時代に遅れない観光地にするためにどのような施策を出していくのか、お考えをお伺いしたい。

2点目といたしまして、島外者から見た小豆島は一つでございます。今後、

ますます競争激化する観光ビジネスで勝ち残るためには、今こそ土庄町と連携し、小豆島は一つの精神で活動すべきと思いますが、お考えをお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤井議員から、未来へつなげる観光の島、小豆島のブランド力の向上についてどのように取り組むのか、また小豆島が一体となって観光業を推進していくべきであるとのこと提言をいただきました。

1点目の観光戦略につきましては、所信表明でも申し述べましたが、観光業は島の重要な産業でございます。寒霞溪や棚田、多島美など豊かな自然環境、また二十四の瞳や農村歌舞伎、醬の郷などの伝統文化や地場産業に支えられた上に、議員ご指摘のお遍路さんへのお接待というおもてなしの文化があるなど、このすぐれた環境があるからこそ、年間100万人を超える観光客に訪れていただけるものと思っております。

これらに加えて、アートの活用や増えつつあるサイクリストの取り組み、また増加傾向にございます訪日外国人旅行者、インバウンドでございますが、に対する受け入れ態勢の拡充、島内での滞留時間延長のための魅力づくりに向けた関係団体との検討、特にSNSの普及によるフェイスブックやインスタグラムなどを活用した情報発信は、単に観光に限らず、産業や文化、食なども含んだ小豆島の魅力を発信することであり、必要不可欠な取り組みであると考えておるところでございます。

取り組むべき課題は多くございますが、交流人口の増加と経済効果の向上につきましては、訪日外国人旅行者に加えて、国内旅行観光客へ向けた誘客活動も念頭に置き、まずさきにも述べました魅力ある情報発信力の強化、そして観光施設ごとの滞在時間が延びる工夫と各施設をつなげる周遊ルートの開発に向けて、関係団体等と協議検討しながら推進してまいりたいと存じます。言い方は違いますが、藤井議員がおっしゃったとおりの体制づくりも含めて、官民連携して取り組んでまいりたい、それが一番でございます。

次に、小豆島は一つという考えでございますが、小豆島中央病院を核とする医療、福祉体制の確立、また小豆島中央高校を核とした一貫教育、公共交通の充実、移住・定住の推進など、2町が足並みをそろえて取り組んでいるところでございます。ただ、観光分野におきましても、議員ご意見のとおり、島外からの観光客の方々は土庄町、小豆島町という行政区域の認識は全くなく、小豆

島へ来られていると思いますので、その認識のもとに2町が連携して小豆島としてPRに取り組んでまいりたいと存じます。

なお、現在の観光状況等につきましては、担当課長からご報告いたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） それでは、町長のご指示がありまして、現在の観光客の状況、それから誘客の動きにつきまして、簡単にご説明申し上げさせていただきます。

小豆島観光協会のデータでございますけれども、平成29年暦年になりますけれども観光客数が約109万4千人でございました。瀬戸芸の翌年ということで、対前年比では96%という結果になってございます。また、宿泊利用者数でございますけれども、こちらが約45万人の方にご利用いただいておりますけれども、対前年比におきましては98%という結果となりました。

これらの状況につきましては、過去2回瀬戸芸がございましたけれども、瀬戸芸の翌年については少し対前年比が落ちるというふうな状況でございます。

ただ、外国人の宿泊客数につきましては、約5万3千人の方に利用していただきまして、対前年度比では145%と大きく伸びてございまして、訪日外国人については好調に推移しているものと判断してございます。

本年1月から7月までの観光客数ですけれども、現在累計で約58万人の方が利用されてございまして、対前年比では96.4%となっております。これは、7月の大雨それから台風によります西日本豪雨災害、こちらの影響で少し旅行の自粛ムード、こちらが影響しているものと判断しております。

町長が言いました課題は非常に多くございまして、町長の答弁のとおりでございますけれども、訪日外国人につきましては、民営化されました高松空港、こちらのほうではLCCの拠点化によって、個人や小グループをターゲットにした利用者の誘客促進を進めていくということでございますので、さらなる増加が今後見込まれるかなと判断してございます。

そのような中、小豆島観光協会では、ご案内のとおり、平成27年度から小豆島観光国際化チームということで、観光施設等の英語案内の活動が始まってございます。また、町におきましても、外国語版の観光パンフレットの充実を進めておるところでございます。

先日、台湾の観光旅行会社との交流会がございまして、そこでお話を受けま

した。台湾では、年齢に関係なく多くの方がフェイスブック、こちらのほうで情報を得るのが日常でございます。ですので、日本でも観光情報をSNSを有効に使ってPRするのがよいのではないかと。また、質のよい情報が求められているというご助言をいただいております。今後、スマートフォンの活用世代でございますとか、インスタ映えという観光キーワード、こちらのほうの対応をするために、魅力ある情報発信を心がけまして、より丁寧に取り組んでまいりたいと存じておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、簡単ですが、ご報告にかえさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 十分理解することができました。今後とも期待しております。

非常に今観光というものに注目されておりますが、今後の消費税アップやオリンピック後の不透明な経済情勢を考えた場合に、非常に不安が残ります。やはり小豆島の観光地としての存在価値が一層高まる施策の実施を期待して、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは、1問だけ質問させていただきます。

台風災害の実態と課題ということで申し上げます。

8月23日の台風20号は、小豆島の真上のコースだったので本当に心配しました。町から、23日午後1時半に避難場所の木庄集会所に職員が来ていただきました。地区からは3名の方が夕方避難し、次の24日の朝、家に帰りました。町の放送では、満潮どきに通過するので、台風の気圧がとても低いことから、平成16年に匹敵する高潮が考えられるとのことでした。当日の実態はどうだったのか、被害などはなかったのか、お聞きいたします。

今後どのような対策を講じるのか、お聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から、8月23日の台風20号の実態と被害についてと、今後の対策についてのご質問がございました。

台風20号は、議員ご指摘のとおり、小豆島の真上を通るコースが予想され、また最接近と満潮時期が重なるということで、これは直接なんです、高松気

象台長から私のほうへ直接電話がございました。これはホットラインと申しまして、最近気象台長と私のほうで携帯番号の交換をいたしておりまして、緊急の場合にはお互いに直接連絡できるという体制をとっております。そういった中で、気象台長からは、平成 16 年の高潮災害に匹敵する潮位になるということが伝えられたところでございます。したがって、この気象台長の進言もでございますし、気象台からの発表もございまして、早目早目に防災無線により高潮への注意喚起を行いました。また、避難所を開設する等の対応をしてきたところでございます。心配しておりましたが、大きな被害が出ることなく無事通過し、安堵しているところでございます。

なお、高潮の潮位の偏差といたしまして、天文潮位と実質の潮位の差というのは、最大 90 センチから 1 メートル近くありましたので、平成 16 年度に匹敵するという気象台長のご進言は本当にそのとおりであったというふうに考えております。

また、施政方針で述べましたとおり、町民の安全・安心な暮らしの実現を目指しまして、ゲリラ豪雨や台風豪雨、異常潮位、また近い将来発生が懸念される南海トラフを震源とする巨大地震等、いつ来てもおかしくない災害に備えまして、ハード面では土砂災害や浸水対策、高潮対策、耐震化など、またソフト面ではハザードマップの作成や防災無線の整備、また防災計画の策定及び見直し、防災訓練など、防災・減災対策を進めてきたところでございます。引き続き、いつ起こるかわからない災害に備えまして、国、県や関係機関と十分連携し、ハード、ソフト両面において着実に事業を進めてまいり所存でございますので、今後とも議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、当日の実態と被害につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

それでは、台風 20 号に際しての町の対応でございますけれども、これにつきましては先ほど安井議員への答弁の中でお話をさせていただいたとおりでございます。

また、当日の避難者につきましては、13 カ所の避難所で男性が 13 名、女性が 30 名の合計 43 人の方が避難をされております。それから、9 月 4 日の台風 21 号の際、これにつきましても同数の避難所で、約 40 人の避難者がございま

した。

それからまた、被害状況につきましては、雨量については、降り始めから一番多かった四方指で累計で 83 ミリと、台風の割に非常に雨量が少なかったことから、土砂災害等はありませんでしたけども、先ほどから申しております潮位のほうが大変心配されました。香川県が設置しております土庄港の観測所で、満潮時、午後 10 時の潮位が 1 メーター 83 センチを観測しております。それから、ピーク時の風の吹き返しによりました午前 1 時の時点でそれ以上の 1 メーター 88 センチありましたことから、町内で道路の冠水が数カ所、それから苗羽のマルキン醤油付近で 2 件、それから田浦で 1 件の床下浸水を確認いたしております。その他、大きな土木、農業の被害等はありませんでした。

同じく、先日の台風 21 号につきましても、大きな被害はありませんでした。それから、潮位につきましては、ピーク時が 1 メーター 79 センチと、20 号に比べて約 11 センチの差でございましたけども、その差で床下浸水等はありませんでした。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 平成 16 年の高潮被害は、当時内海町でした、合併寸前で。僕個人は、内海町が潰れるんじゃないかと思うぐらい物すごいもんでした。金額は幾らか忘れちゃったけど。土庄の大師市の新聞が出るんですけど、人間の歴史は災害の歴史と書かれています。ですから、この地球上で特に日本は災害列島なんですけど、気をつけていきたいと。しかし、一般の方は早目の避難しかないんです。ところが、僕も反省しよんですが、早目の避難いうて言うけどいつぞということになって、僕も木庄にこの間避難したんですけど、もう太陽が照るとるときに来てくれと。でないと、雨が降ったり風がごっつうなってから避難するいうたって、迎えも大変だし、本人もびしょんこになるということ、そういうことに気をつけております。

一つは、この避難場所なんですけど、聞くところによると、僕のところはクーラーもあるしテレビもあるんですけど、クーラーもない、テレビもないところへ避難せないかと。この中でおったら熱中症になるので、これでは来んのじゃないんかというふうに思いますから、これを改善する考えはないのかお聞きします。

それと、雨なんですけど、物すごい雨が昭和 49 年、太陽の丘で 365 ミリや

った。土庄は日が照つとるいうて怒られたらしいけど、28ミリ。高松は同じ日に6ミリでしたので、やっぱり地域によっても違うので、その辺はお互いに考えたらいというふうに思います。私の地域でも1人亡くなったんですけど、68名亡くなりました。そういった意味では、香川大学の先生が、この小豆島については平らになるまで崩れますよと、山が真砂土ですから。そういうことを注意されたんで、やっぱりその辺のところは、町としても土庄町が僕らに対する要求等も含めて何か考えてもらいたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） まず、避難するタイミングと申しますか、いつ避難するんぞということですけども、最近の警報が出るときを見たらわかると思うんですけど、全然日の照ってる間に大雨警報が出たっていうことは、多分思い返せばそういうときがあったと思います。その避難のタイミングというのも、最近气象台が警報を出すときには考えていただいております、恐らく雨風が強くなる本来の警報の時点、それよりは大体6時間前もって警報を出す、一般的にリードタイムと呼んでおりますけども、その期間に避難をしてくださいよということで、大体6時間は前もって出すようにしておるとお聞きしております。ただ、その6時間前が夜中の12時になるとかとんでもない時間になると、少し早めたり遅らせたり、避難できる時間を考えてそういうものを出しているようでございます。

それから、避難所にクーラーがあるとかテレビがないとかいうことでございますけども、当然そこが公共施設の場合は、優先的に町の予算で対応しておりますけども、民間の集会所とかそういうところをお借りしているところもございますので、できる限りはしておりますけど、自治会とかそういうところにもご協力をお願いをしているというところが現状でございます。

それから、先ほど太陽の丘で雨が降って、土庄では雨が降ってなかったというような問題のお話ですけども、それ先ほどの49年、51年のお話やと思います。最近はもう技術が非常に進んでおまして、気象衛星で雨雲の様子を見て、どこにどれぐらいの雨が降っておるかはもう气象台のほうは感知をしております。1キロメッシュといいますか、1キロの大きさに地図を切っておまして、それで何ミリの雨が降っているのを气象台のほうで多分コンピューターで当

然計算しとると思いますけども、そういう計算もした上で警報を出したりいうことをされておりますので、昔のように、ここで降ったのにここでは降ってないということはないと思います。そういう細かなチェックの上で、この間の台風 21 号ときも、土庄はずっと警報が出てましたけども、小豆島では出てなかったということで、細かな 1 キロメッシュというようなところで細かく見ていった中で、土庄のほうの一部で危険があったために、土庄にずっと警報が出て、小豆島町に警報が出なかったというような状況になっておったんかと思います。

先ほどの高潮の対策等につきましては、建設課長のほうからご説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 高潮対策の関係を触れたいと思います。

森議員ご指摘のとおり、平成 16 年の台風 16 号で、香川県だけじゃないんですけど、大きな高潮災害がありました。それを受けまして、香川県と関係市町で津波高潮対策整備アクションプログラムというのを作成して、それで順次整備を進めてきているところです。平成 16 年、今もう 30 年ですんで十数年たちました。何らかで私ども、県の土木のほうもある程度幾つか見えてきた課題というのがございます。2 つありまして、1 点目は施設の本体のメンテナンスに関するものがあります。ちょっと専門的な話になるんですが、ふぐあいが発生する頻度が高いということと、あと自然環境で、なおかつ海際に施設がありますので、波によって壊れるケースが新しくてもあると。あと、フラップゲートというのをつけているんですが、そのフラップゲートの高さというか、海面があってフラップゲートがついとんですけど、この海面とフラップゲートの位置の関係で、理論どおりフラップゲートが動いてないというのがあります。まだいまだにフラップゲートがついてないという排水口が少し見受けられ、見つけたらと言ったら怒られるんですけど、対応はしておるところでございますが、今後道路の舗装とか水路の維持管理みたいに、メンテナンスについても一定の予算計上が要るんじゃないかなというふうに考えるところがございます。

それとあと、十数年かけてたくさん施設をつくってきたんですけども、その数の多さによるものがあります。県と町で施設の役割を決めてつくってまいりました。まだ少し町のほうでは漁港の関係の高潮対策を進めておりますが、開口部って呼ばれてます陸閘、ゲートというか、が高潮対策する前からあるもの

を合わせて 360 カ所あります。水門が 70 カ所、フラップゲートにつきましては数がかめなくて、多分 1,000 は超えてると思います。先ほど 360 ある開口部につきましては、高松市に次ぐ第 2 位です。今後、この数を利用頻度の少ないところはコンクリート等で埋めるなどして、できるだけメンテナンスの省力化というんですか、そういうのを図っていく必要があるのではないかなと考えております。

こういった課題が見えてきておりますが、今後とも皆さんの協力をいただきながら、県、町協力して、災害が起きないように努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 台風以降、この小豆島の山の上に砂防ダムというのが 1,000 カ所あると聞きました。18 年かかったそうですけど、大変だったと思ひます。しかし、雨が降って土砂が流れると砂防ダムが埋まりますんで、2 種類あるって聞いとんですけど、全部撤去する、そこに流れた後またというふうに素人は考えるんですけど、2 種類あるのは合うとるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 俗に言うと言うたら怒られるかわからんですけど、土木施設としてつくったものと、林務、山の崩れをとめるというのにつくったちっちゃなやつと 2 種類あります。先ほど森議員が言われた数は土木の関係の施設かと思ひます。林務、山の滑りをとめるいうやつも、数がわからないぐらい入っているようでございます。たまった土を取るというのが、今のところ何ぼになったら取りましようとか、何ぼになったらだめですよという細かい指針がございませぬ。と言ひながら、県の管理施設なので、県のほうも、かといって放っとくわけにもいかないんで、何ぼか毎年予算は計上していただいてて、確認できたところで取っているところはございます。

今後、この間の広島とか 7 月の豪雨災害の災害があつて、砂防ダム云々というのも結構話題になったと思ひます。その辺の関係で、また新たに指針ができるかと思ひますが、今のところ砂防ダム自体は、土がたまって山が安定するというふうな考え方でできているところがスタートになつてまして、次の段階ということになろうかと思ひます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 小豆島の自主防災、僕の地区もあるんですけど、組織率が100%やっていっても答弁があるんですけど、僕らも焦ってますけど、役員が物すごく心配しとんのに、自主防災組織の人が一切心配したことがない、来たことないというのが実態だというふうに思います。ですから、これは町のほうで、自主防災組織の名前が出とる人を集めて、こういう実態なんやと、協力してくれと言うてもらわんと、僕らが言ったらまた言ようというみたいに怒られますんで、その辺のどこを何とかしてもらえんでしょうか、自主防災組織。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 森議員さんおっしゃるように、自主防災組織、数字の上では100%あるということになっております。自主防災組織以降の自治会というふうな考え方で、自治会の中に自主防災組織があるということになっております。おっしゃるように、熱心なところ、そうでもないところというのに非常に差がございます。今、町のほうで各自治会ごとに防災訓練をしていただくと補助を出しております。森議員にもご尽力いただいて、木庄のほうは2年に1回ですか、していただいて、その際に補助を出しておると思うんですけども、全体で33自治会ありまして、手元に細かな数字は持ってないんですけど、毎年10件程度の申請しか上げてきていただいてないので、毎年各地区ごとに防災訓練をしていただいているのが10件程度しかないということがございます。皆さん、多分気はあるんですけど、やっぱりリーダーになって引っ張ってってくれる方がいないんで、なかなかできないというのが実態でないかなと思っております。

その辺も含めまして、今年中にできたら公民館区ごとぐらいで地域を回らせていただきまして、その辺のお話もさせていただいたらなと思っておりますので、その際には議員の皆様方にもご協力をいただけたらなと思っております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、農業委員会の事務局の体制強化はということで質問させていただきます。

本町の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、担い手の不足の進行、有害鳥獣被害による生産意欲の低下による耕作放棄地の発生拡大、集落機能の低下などに対しいろいろ取り組んでいますが、脆弱な農業構造が深刻化しております。また、近年は異常気象によるゲリラ豪雨等が全国各地で多発しています。7月には広島、岡山、愛媛県で大きな被害が出ました。また、近い将来、東南海・南海地震が発生すると予想されています。農業に必要な不可欠な中小規模のため池の耐震改修はどの程度やっていますか。早急に何らかの対応をすべきではないですか。

本年度は、平成28年4月に改正農業委員会法が施行されてから、今年7月に県内17市町全ての農業委員会で新体制への移行を完了しました、改正法で必須業務になった農地等利用の最適化推進の業務を円滑に推進していくためには、職員体制の強化が不可欠です。また、農業委員会は専任職員の配置、必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上に努めなければならない。市町村長は、農業委員会に対し必要な協力をするよう努めなければならないと法改正されています。

現状では、事務局職員は、本来の業務のほかに、有害鳥獣の応援を始めさまざまなことに取り組んでいるため、業務が十分できてない。大変だろうと思います。そういう意味では、事務局の体制強化をどのように考えているのか、町長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ため池についてですが、ため池は全国で約20万カ所、香川県には約14,000カ所、小豆島町では内海地区に152カ所、池田地区に42カ所、合計194カ所のため池がございます。ご指摘のとおり、異常気象によるゲリラ豪雨等や東南海・南海地震が予想される中、ため池が地震などによって損壊することになれば、農用地、農業施設はもとより、下流域の地域住民にも被害が発生するおそれがあり、重要な課題であると認識をいたしております。

また、町内の中小規模のため池の耐震改修状況についてでございますが、香川県では特に規模の大きい貯水量10万トン以上の大規模ため池の耐震化整備

を順次実施しており、昨年度までに計画されている全てのため池において着工したと伺っております。今年度からは、貯水量 10 万トン未満で防災上重要な中小規模のため池の耐震化整備に取り組むこととしています。現在、町内では 6 カ所の中小規模のため池の耐震性点検調査を実施しておるところでございます。

また、町内には老朽化しているため池が残っておりますし、全面改修されたため池においても、改修年次が古いため、耐震性を有しているか不明なものが存在しております。ため池の整備には受益者の負担金が必要であり、整備工事を実施するには高額な費用が必要となることから、今後ため池の整備事業を推進するためには、できるだけ有利な制度を活用し、受益者の負担の軽減につながるよう対応してまいりたいと考えております。大変重要な課題でございますので、県やため池の管理者と連携し、計画的にため池の防災対策に取り組みたいと考えておるところでございます。

次に、農業委員会事務局の体制強化についてでございますが、これまでも、兼務にはなりますが、職員 1 名と嘱託職員 1 名を配置し、農業委員会業務を推進してきたところでございます。このたびの法の改正によりまして、必須業務となった農地等利用最適化推進の業務につきましても、適切に実施して推進しているところと考えておるところでございます。

施政方針でも申し上げましたとおり、行政組織のあり方につきましては、1 年をかけて検討しているところでございますので、職員の配置につきましても十分に検討させていただき、適正な職員の配置に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、ため池に関する詳細につきましては、担当課長から報告をさせます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） それでは、私のほうからため池の対応についてご説明させていただきます。

香川県では、平成 23 年度から貯水量 10 万トン以上の大規模ため池の耐震化の取り組みを老朽ため池整備促進計画、これにおける基本方針の一つとして位置づけまして、耐震性の点検調査で耐震性を有しない判定となったものについては、順次耐震化工事を実施しており、昨年度末に耐震化工事の必要な全ての大規模ため池において工事に取りかかることができたと伺っております。

一方、貯水量が 10 万トン未満の中小規模ため池につきましては、大規模ため池と同様に、下流域に住宅や公共施設が多いなど、地震等により決壊した場合、甚大な被害の発生が想定される防災上重要なため池も含まれているため、平成 30 年度から町内では 6 カ所の中小規模ため池の耐震性点検調査に取り組み、現在ボーリング調査を実施している状況です。この 6 カ所の詳細については、三五郎池、夫婦下池、今坂池、奥の坊池、巽ノ池、北地池、この 6 カ所になります。そして、ボーリング調査のほうは、委託期間が 8 月 21 日から 12 月 13 日まで。これに引き続きまして、解析調査になりますが、この委託は 9 月中に 6 つのうち幾つか発注予定とのことでした。

また、事業費につきましては、1 カ所当たり 500 万円掛ける 6 カ所で 3 千万円とのことでした。

なお、ため池の点検につきましては、常日ごろから管理を行うことが、大雨や地震後において小さな異常やクラック、ひび割れですが、漏水箇所の発見につながりますので、日常管理が重要な役割を持っています。今後も、県やため池の管理者と連携しまして、計画的にため池の防災対策に取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） ため池については、今答弁がありました。これについて、私が気になるのは、やはり鳥獣害によってため池の堰堤の傷みというのが中にはあります。こういうふうなところまで対応を考えておられるのかというのが一つあります。やはり大きな分から順次やっていくというのは当然なんですけど、小さいところでも、先ほど答弁にあったように、下流域に集落がありますとやっぱり大きな被害となります。このあたりを十分認識していただいておりますものと思うんですが、先ほども答弁にありました 6 カ所以外の分についてはどのように考えを持っておられるのか、まずそれについてお尋ねをいたします。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 今年度につきましてはこの 6 カ所ということで県のほうからご連絡がありまして取り組んではおりますが、今後につきましては県のほうで今香川県老朽ため池整備促進計画、これの第 11 次の 5 カ年計画のほうで今年度より組んでまいることになってます。まだ決定とかは全くし

ていませんが、今後もこれらの情報を収集しまして、また次に決まったところがありましたらご報告させていただきたいと思います。現在のところ、まだ全く決まってない状況です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） ため池については、そういうことですので、前向きに県と連携しながら対応していただきたいと思います。荒れておるといようなため池がありますと、やはりさっきも申しましたが、生活する上で不安となりますので、十分検討していただきたいと思います。

それでは、本来の農業委員会につきまして、町長のほうから職員の配置ということでやっておるといことでございますが、実際業務を見ておると、本当に専任職員は大変であるなど。特に農業委員会自体が、先ほども申しましたように、鳥獣被害の関係で捕獲に走ったり、いつ行っても職員がおるといんじゃないくて、本当におらんなどいような状況ですから、やはりいろいろ相談に行っても大変だろうと。私はたまに行くわけですが、一般住民が行っている相談をするときにも、やはり後々に回っていくというふうなことで、本町として特に農業を支えておる課であるという思いがあります。やはり農業なくして我々は成り立たないのかなという思いがありますので、そういう意味ではもっと十分におるなどいような形で、いつも農業委員会の職員はおるといような形は考えていくべきだと思んですが、町長、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 当然農業委員会のみにかかわらず、全庁において今組織の検討をしておりますので、そのあたり十分に各課、各行政委員会も含めてなんですが、業務量を点検させていただきながら、人員配置を適切に行ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

特に鳥獣害なんかは、一般行政職よりむしろ現業職のほうが必要なのかも、そういったことも十分事業内容を精査しながら職員配置を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 農業委員会については、いろいろ指針を持ってる中であるんですが、これについては後ほどまた別の機会でいろいろと町長なりとも話をさせていただくか、農業関係の会でいろいろ発言させていただいたとい

う思いがございます。今、町長のほうから、それに適した人員配置というのを検討するというところでございますんで、そういうことで、質問を終わらせていただきます。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうから、まず最初に幼・保・小学校再編のその後はということです。

幼・保・小学校の再編については、さきの町長の所信表明で、昨年策定された小豆島町教育大綱の前提条件に変化が生じたことから、再検討をする考えを示されました。前提条件とは何に変化が生じたのか、またその後どのような進展をしてきているのか。5月以降今年度ですが、小豆島町内の各幼稚園、保育所、小学校、中学校等を我々議員も現場を視察させていただきました。当然小学校に関しまして、また幼稚園も当然ですが、校舎の老朽化は目の前に感じております。現場では、昨年発表された小学校の統合というふうなこともあります。幼・保の統合も昨年発表されましたので、現場としても統合するには今修理せずに我慢せないかんのかなというふうな現場の気持ち、また教育委員会のほうも、何年後には統合するんやから、それまでちょっと辛抱しようかというふうな考えがあるんじゃないかというふうに、視察して特に思っております。現場は要望を出しておりますが、なかなか予算が通らないというのが現状と現場の先生方からもお聞きしました。

昨年発表されました小学校の統合、幼・保の集約は、私は早急に対応が必要じゃないかというふうに考えておりますが、町長就任以来いまだ何の動きもないように考えられております。町長の所信表明では、これから住民の声を幅広く丁寧に聞き、教育委員会、総合教育会議、町議会などで議論を深めて、本町にふさわしい教育のあり方を決定というふうに言われておりますが、これ4カ月、5カ月たってますけど、どう考えているのか、どういうふうな方向で今現在の小豆島町の学校のあり方を考えていくのか。行動を急いであるべきじゃないですか。

子供たちは、今から3年、5年後には小学校なり幼稚園をもう卒業、卒園しますよ。実際に現場で子供たち、現場の先生たちが不便に思っていることはすぐにでも実行していく、解消していく。何年後に統合するからそれまで辛抱し

ましようではだめだと思います。そのあたり、学校のあり方、昨年、前塩田町長が発表しました小学校の統合、あのときには平成 33 年には統合するというふうな話が頓挫されております。そのままになっております。新町長になりまして、そのあたりを早急に私は考えて方向性を出していくべきだと思いますが、そのあたりをよろしく願います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、幼・保・小学校再編のその後についてご質問がございました。小豆島町教育大綱につきましては、平成 27 年 6 月から平成 29 年 3 月まで、17 回の総合教育会議における検討協議の結果、平成 29 年 3 月 27 日に教育大綱を策定したところでございます。その後、土庄町教育委員会及び小豆島中央高校と合同で小豆島教育会議を設立したことから、幼・保・小・中・高の連携強化の記載について、同年 5 月 1 日に一部見直しをしたところでございます。

ご指摘の幼・保・小・中学校の再編にかかわる項目につきましては、教育大綱の中で教育環境の取り組みの学校等の適正配置の中で 3 点記載しております。

1 つ目は、小豆島中学校の小豆島高校跡地への移転の推進として、小豆島中学校は小豆島高校跡地に移転する方向で香川県と小豆島高校跡地の活用について協議を行う。中学校建設事業の期間は、平成 29 年からの 4 年間を目標とする。小豆島高校跡地については、中学校建設事業までの期間については、町において適正な管理を行うとなっております。

2 つ目は、内海地区の星城、安田、苗羽小学校の統合の推進として、内海地区の星城、安田、苗羽小学校は、小豆島中学校が移転後の校舎を活用し統合する方向で進めるものとなっております。

3 つ目は、内海地区認定こども園の推進として、福田こども園を除く内海地区の幼稚園、保育所については、小学校統合後の苗羽小学校を候補地として認定こども園に集約する方向で進めるものとなっております。

教育大綱の前提条件に変化が生じたことについてでございますが、小豆地域における特別支援学校の建設場所が決定したことにございます。特別支援学校の建設場所につきましては、平成 29 年 12 月 25 日開催の香川県教育委員会の 12 月定例会において、池田小学校敷地またはその周辺に特別支援学校を建設することに決定したことが発表されました。これまで池田小学校の統合について

は、当分の間は存続することを前提に教育大綱の中には記載しておりません。しかし、特別支援学校を池田小学校周辺に建設するという事は、特別支援学校と池田小学校が日常的、継続的な交流及び共同学習を行う必要があることから、池田小学校は長期にわたって存続させることが必要であると考えておるところでございます。

ご質問にありましたように、所信表明において、今後の学校再編につきましては、小豆島町を元気にする5本柱の一つである教育・文化の町でお示したように、住民の皆様がどのような教育を望んでいるのかを幅広く丁寧にお伺いし、教育委員会また総合教育会議、町議会での議論を深めて、本町にふさわしい教育のあり方を決定したいと考えておるところでございます。

今年度の動きといたしましては、5月21日に教育委員の皆様との懇談の場を設け、学校再編を踏まえた今後の学校のあり方について意見交換を行ったところでございます。この懇談の中で、教育委員さんからは、教育大綱の作成に至る経緯を踏まえて、校長だけではなく教職員からも意見を聞いてはどうか、保護者からも丁寧に意見を聞く必要があるとの意見がありました。また、現状と将来の見込みを十分に検討し、統合については、今決めないといけないのか、いつまでに決めればよいのかによって議論の進め方が変わってくるのご意見もございました。教育委員さんの意見も踏まえまして、教育長が夏休み期間等を利用して、学校の管理職や教職員から意見聴取を行っているところでございます。今後は、早い時期に議員の皆様にもご相談させていただき、今後の進め方の協議を行いたいと考えておるところでございます。

なお、施設の改修、エアコン設置等の要望状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 施設改修、エアコン設置等の要望状況についてご説明させていただきます。

まず、本町の小・中学校の空調設備の設置状況でございますが、平成24年度までに通常の学級と特別支援学級を合わせた全ての普通教室に設置しております。しかし、少人数教室や理科室等の特別教室への空調設備の設置は、57教室のうちの38教室となっております。このため、各学校からは、この特別教室への空調設備の設置要望がございますが、特に少人数教室についての必要性

は高いと考えております。

特別教室への設置については、これまでも利用頻度等も考慮し設置してきたところでございますが、ここ数年は故障した場合に補修する程度で、新たな設置はできておりません。このため、今後統合に係る協議と並行いたしまして、特別教室への空調設備の設置についてもご意見をお伺いし、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） まず、エアコンですけど、ある幼稚園は、この夏暑いときにエアコンがない部屋で、今課長のほうから全ての普通教室というふうにありましたけど、エアコンがないところありましたよ。その辺わかっておりませぬか。

それと、少人数のところを早急に、それも先ほど私が言いました小学校の再編、統合の話が出てからそういうふうなことになってきてるんじゃないかと私は思うんですよ。学校現場は、何年も前からエアコン設置を少人数教室にお願いしますというのを出しとつても、かなえてくれないという声が出とんですよ。そのあたりやっぱりもうちょっと、夏のエアコンですから、夏休みまで1カ月ぐらいだと思います。年間に換算したら無駄な金かもしれませんが、やはり子供たちのことを考えればやはり必要なんじゃないかなと私は思います。

それともう一点は、小学校に関して、幼稚園もそうでしょうけど、トイレです。この議会でも、今までトイレの和式や洋式やとか、トイレが暗いとか、トイレが汚いとかいうふうな話が出てきております。それもやはり統合があつて、1つの新しい校舎になったら解消できるというのがあつたと思います。ですから、先ほどの町長の答弁で、今から教育委員さんの声とか町民の声、議会の声、聞きょうつたらいつになるかわかりませんよ、これ。子供たちは卒業しますよ、卒園しますよ。できるだけ早く町民の声を聞くなり、いろんな手を尽くして、いつになったら今後の学校のあり方を考えるのか、その辺をもう少し詳しく、期限を区切れというんではないですけど、そういうふうな考え方でやっていくべきじゃないですか。

それと、教育大綱の支援学校が池田小学校、今回、昨年示された小学校の統合に池田小学校は入っていません。だから、教育大綱に変化はなかったと私は思っております。そのあたりはどうなんですか。池田小学校のところに特別支

援学校ができるというふうな県の方針ですけど、昨年の学校再編は、星城、安田、苗羽の学校をとというふうに私たちは理解しとんですけど、池田も入っていましたか。入ってないと思いますよ。そのあたり、どうですか。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） まず、エアコン、1点目にご指摘いただきました。学校教育課長が、普通教室につきましては100%設置したという。だけれども、幼稚園には設置されていないということですが、学校教育課長も言いました普通教室というのは、あくまでも小・中学校ということでご理解いただきたいと思います。

なお、幼稚園につきましては、おっしゃられたとおり、エアコンの設置されていない保育室がございます。それにつきましては、順次設置してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 私のほうからは、トイレの関係と支援学校の関係をご説明させていただきます。

まず、トイレの改修の関係ですが、各小学校については結構古い小学校がございます。私がおらないときですが、多分十数年前に一部各小学校のトイレについては、大規模ではございませんが、部分的な改修をして、各箇所には洋式化をしております。例えばタイルが剥がれて汚いとか、そういう危険性のあるところは直しておるということでございます。ほいで、電気等が暗いというところにつきましては、苗羽小学校とかもありましたが、電気を増設して多少はきれいにはなっております。確かに近代的なトイレに比べるとどうかというところはございますが、それ相応に応じての改修はしております。

それから、特別支援学校の状況につきまして、簡単にご説明させていただきます。

以前、教育民生常任委員会等で池田小学校周辺に建設予定であるということございました。その後は、学校教育課が中心になりまして、地権者に土地の利用についてご提供いただけるような考えはありますかというようなお話をさせていただきました。当然金額の提示はしておりません。その中で、地権者の皆様から協力はするというご返事はいただいております。その中で、県ともい

ろいろと協議を進めていく中で、県のほうから、数カ月前に町のほうにご連絡がございまして、町としては用地の取得について検討するというようなお話がございましたが、県としては進入路の町道についてももう少し広い道が欲しいということがございました。保護者等の進入等について必要である等々のお話がございまして、現在県のほうは、用地については県が取得の方向でいくと、町道のほうの整備については町が整備する方向でいくというふうに方向は変わっております。それにあわせて、特別支援学校については、池田小学校に建設する方向で今進んでおります。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 今、特別支援学校がどうのこうのという質問してないですよ。私が聞きたいのは、町長はどう考えとるか。いつそういうふうな方向性を出すのか。もう今から町民なりいろんな方の意見を聞いて、2年、3年先にそれを出すのかどうか、そのあたりの時期は、今無理ですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） いつまでにということは明確にご返事できない状況でございます。

ただ、池田小学校につきましては、教育大綱では記載はしておりませんでした。児童数の変化によってはやはり統合の検討も必要であるというふうなこともあるとは思っておりましたので、そういったことが、特別支援学校ができたら当分の間は本当に池田小学校と特別支援学校が一体的な運営がなされるべきものと思っておりますので、今のところは児童数の変更等々も考えながら検討していくものであると思っております。

そういった中で、やっぱり町内に4小学校があるということでございますので、そういった一つの小学校がある程度長期にわたって存続するという前提ができましたので、そのあたりも含めて教育大綱の中の前提条件が変わってきたという認識でございます。

それとあと、もう極力早い時期にあり方の結論を出したいと思っておりますが、今の段階でいつまでにということは明言できない状況でございますので、そのあたりはご理解いただけたらと思っております。早い時期に議会の皆様ともご相談させていただきながら、そういった進め方を含めて検討させていただけたらと思っておりますので、ご理解いただけたらと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） そしたら、昨年発表しました学校の再編、統合に関して、何らかの形で町民の方にそういったこと、昨年の統合の話は延期しますなり、そういうふうなことを表明すべきだと思います。ぜひそのあたりを考えて、よろしくをお願いします。

続いて、2問目に参ります。

災害時避難場所の再検討をということです。

7月の西日本豪雨、また8月の台風20号、また先日の21号、また東京でのゲリラ豪雨、いろいろ日本全体で異常気象による本当に今までは考えられないような災害が各地で発生しております。幸いにも、小豆島は台風が直撃で20号、21号と小豆島の真上を通るんじゃないかというふうな予報でしたが、余り大きな被害も出ずによかったなと考えております。

しかし、先ほどの森議員の質問の答弁にもありましたが、いつあってもおかしくない災害、本当に考えられないところで起きております。我々島におる人間も予断は許せないと私は考えております。

多分7月であったと思います。西日本豪雨の時期であったか、先日の台風の通過の時期であったか、RSK、6チャンネルのテレビで災害情報がずっとテロップで流れております。その中で、避難場所、小豆島町が避難準備でしたか、の項目でテロップに流れておりまして、私の住んでます神懸通地区で、もう何年も前に廃業された旧戸川旅館の名前が出ました。えっ、戸川旅館に避難してどうするんですかな、誰かおるんかな、町の職員がおるんかなというふうに私は思いました。いろんな方にお話を、近所の方にも聞きましたが、それは見えないと言うんですが、たまたまテレビの画面でそういうふうなことが出ました。そういうふうなところで、私も平成27年3月議会でしたか、ハザードマップとかソフト面、ハード面の対応とか、いろんなそういうふうなのに関連した質問をしたと思います。そのときに、ハザードマップのお話もしたと思います。パソコンの中に載ってます。ということで、私も先日のテレビで見たときの小豆島町の災害のハザードマップを開いて本当に字の小さな見にくいハザードマップを見ました。避難場所の一覧表も出ております。それをプリントをしましたが、いまだかつて戸川旅館とJA草壁支店と、全部避難場所になつとんです。制作年月日といいますが、いつ現在かと。当然これは平成24、5年のハザー

ドマップができた時点での避難場所かなど日付を確認しますと、平成 30 年 4 月現在となっております。3 年間何をしよんですか。その 3 年前に私が質問したときには、その年について次の年度には、そういった災害場所とかそういうふうなことをやりますというふうな答弁を受けとんですよ。3 年間何をしよんですか、これ。ハザードマップですよ。今、戸川旅館へ避難して誰が鍵をあけるんですか。そういうふうなところをやはりもう少し考えていかなければならないと思いますよ。これだけ全国各地で災害が起きて、避難しなさいと。どこへ避難するんですかというふうになってくると思います。

そういったところで、まずは避難場所の集約、再検討を早急にやるべきだと思いますが、そのあたり町長のお考えを。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員からのご質問にお答えをいたします。

現在、防災計画に掲載されている避難所は、公民館や小学校などの公共施設、また各自治会が管理している集会所やお寺などを含め 130 カ所に上っており、その 130 カ所の中には、大川議員ご指摘の現在廃業している旧戸川旅館や旧 J A 草壁支店など、使用できない施設が幾つもあり、避難所の集約、整理ができていないのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、避難場所の集約、再検討は必要不可欠であるということでございますので、今後早い時期に各地区、各自治会と話し合いを持ち、その地区ごとに適切な避難所の選定を進めていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 大川議員からのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、現在防災計画上の避難所につきましては、公民館や小学校などの公共施設に加えまして、自治会が管理します自治会館や集会所、民間の施設やお寺など、全部で 130 カ所ございます。この数につきましては、県内他市町に比べて突出して多い数字となっており、住民の皆様にも大変わかりづらく、また管理の上でも問題があり、整理、集約は緊急の課題であると認識をいたしております。

従来は、年度当初に各自治会へ避難場所の変更などを文書で確認をさせていただいておりましたが、現在は自治会長との口頭のやりとりになるなど煩雑に

なっております。

また、平成 25 年 6 月に国の災害対策基本法が改正されまして、土砂災害や津波など、災害種別ごとに緊急時に一時的に避難する指定緊急避難所と一定期間滞在できる指定避難所の 2 種類に明確に区別した避難所を指定することとされ、本町におきましても平成 27 年度に公共施設を中心に指定緊急避難場所を 88 カ所、指定避難所を 15 カ所指定したことから、従来の避難所また 27 年に新たに指定した指定緊急避難所と 2 つの表示方法により表示することとなり、住民の皆様には大変煩雑でわかりにくくなっております。

また、この状況は、町といたしましても、余りにたくさんの避難所がありますともしものときに十分な対応ができませんので、先ほどの森議員のご質問でも申し上げましたとおり、早急に自治会と話し合いの場を持ちまして、今年度中に地区ごとの最適な避難場所を選定するとともに、その管理運営の方法につきましても協議し、緊急時に最善の対策がとれるようにしていきたいと考えておりますので、その際には議員の皆様方にもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7 番（大川新也君） ハザードマップ、平成 30 年 4 月現在の避難場所、あれも早急に変えないかんですね。あのままにしとくんですか。これ平成 27 年にそういうふうな答弁でハザードマップが話題になつとんですけど、全然変わってないということは、ハザードマップを皆さん見てないんですか、執行部の方は。そのままですよ。今、課長のほうから、27 年に 88 カ所と 15 カ所、その明示もしてないですよ。そのあたりどうなってるんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 濟いませぬ。今、ハザードマップを 30 年 4 月とおっしゃいましたけども、町のほうで全戸に配布した土砂災害と津波、高潮のハザードマップ、たしか 27 年に全戸配布したのがあると思いますけど。それはハザードマップですか。

（7 番大川新也君「避難施設一覧表。ハザードマップの中に入っとる」と呼ぶ）

濟いませぬ。それは、町が出したハザードマップですか。町が出したのは、先ほど申しましたように、27 年に出しております。恐らくそれはどちらが出さ

れたものかちょっとわかんないんですけども、今申し上げました町の防災計画、そちらのほうに申しました 130 カ所余りの避難所が載っておりますので、それが掲載されたものかと思います。何度も繰り返しになりますけども、もうその辺の整理ができてなかったというのは、非常にこちらの怠慢であったともうおわびするしかしようがございませんので、たびたび繰り返しになりますけども、早期に自治会というか、恐らく公民館単位ぐらいで基本的には地区を回らせていただきまして、その辺の避難場所の整理とか、その後どうやってそれを運営していくのか、そういうことも十分に確認させていただいたらと思いますので、理解をよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） これ全て町のホームページからとったやつですよ、避難場所も、地図も。皆さん、知りません。全てそうですよ。避難場所、避難施設一覧表、平成 30 年 4 月現在、これ全てそうです。これ知らないというのはおかしいんじゃないですか。何を管理しとん。これ制作は多分土庄の業者だと思いますけど、これ町のホームページからとったやつですから、間違いないはずですけど。堂々とここに平成 30 年 4 月現在なんかよう書けるもんやなと思ってね。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 先ほど申しましたように、防災計画上の避難場所が整理をされておられません。防災計画上の避難場所は、申しわけございません、ホームページ上に掲載をさせていただいてしまってますので、先ほどから申しますように、その辺再度精査しまして、全てその辺のものを、もう防災計画に載っておるものが正解というか、基本になりますので、そちらを修正して、当然ホームページ、その辺もあわせて修正していきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 早急に皆さん、帰ってホームページを見てください、開いてください、開きにくいですけど。

これちょっと参考にしていただけたらと思います。

私、平成 17 年やったと思います。神懸通地区で自主防災の組織でやりました。そのときに、各家庭といますか、高齢者、独居老人の方が避難するとき

は隣の誰それが迎えに行きますよというふうな表をつくりました。個々にお名前を書いて、誰それが来ますよ、テレビの横に張っていただきよいうふうな、現物は今持ってきてないんですけど、そんなことで各家庭にお配りしました、独居老人、高齢者の方に。そして、避難を誘導するほうの人にも、もし災害のときにはこの人を避難誘導してくださいよというお願いで、1枚プリントしてお渡しするというふうなことを、今から13年前ぐらいに初めて行いました。それ以降、なかなかそれも更新できておりませんが、そういったことを今から、いつ起こるかかわからへん災害に向けてやっていくんも方法じゃないかと思しますので、参考にするのであればまたお話をしたいと思しますので。

災害、本当にいつ起きるかわかりません。そのあたりをもう少し真剣に、ハザードマップもやはりせつかくお金を使ってつくったマップであり、また避難場所でありますから、チェックしてやっていくべきだと思います。特に、今日本全国でこういうふうないろんな災害が起きております。このごろよう聞かれるんですよ、大川、もし災害、台風が来たらどこに逃げたらええんぞ、うちは。ああ、どこですかね言わなもうしょうがないんです、ねえ。潰れかけた旅館には行けませんよ、もう。そのあたりぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 私から1問のみお願ひをいたします。

ブロック塀の安全対策についてお聞ひいたします。

大阪府北部地震で、登校中の児童が倒れてきたブロック塀によって下敷きになりまして死亡した悲しい事故がありました。このことを受けて、各公共の小學校、中學校あたりでは総点検が実施をされました。幸いにも、小豆島町での小學校、中學校とかでは特に問題はなかったと聞いておりますが、状況はいかがであったのでしょうか。

しかし、民間の住宅に設置されているブロック塀の中には、設置してから長期間が経過しているものもあります。実態を調査し、危険とみなされた場合には改善を求めるとおもひます。もしこの基準に対して不適合だったり劣化が進んでいけば、災害時のけがの原因となったり、最悪の場合には人の命を奪う凶器ともなります。また、避難や救助活動の妨げにもなりかねないと思ひます。

思われます。

今、全国的に広がっておりますが、ブロック塀の撤去、改修に係る費用を自治体が助成する動きが広がっております。小豆島町においては、今住宅リフォーム促進支援事業というのがあります。毎年申し込みが多く、平成 29 年度には 75 件、本年 30 年度では既に受け付けが終了していると聞いております。この事業は、小豆島町民の生活環境の向上、定住促進と町内産業の地域活性化が目的とされております。この事業を拡大をして、ブロック塀の撤去、改修の費用を支援事業の対象にすべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員より、民間のブロック塀の撤去、改修の支援に住宅リフォーム補助の制度の拡充で対応してはどうかというご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震で、大阪高槻市の小学校の通学路脇のプールのブロック塀が崩壊し、登校中の小学 4 年生の児童が下敷きになって死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。これを受けまして、小・中学校など町管理施設のブロック塀の総点検を実施し、また町広報やホームページなどで所有者に対しブロック塀の安全対策について注意喚起したところでございます。

ブロック塀の倒壊は、人的被害をもたらすだけでなく、倒れた塀が道路を塞ぎ、避難の妨げとなるとともに、救助活動や消防活動、物資の輸送活動などにも大きな影響を与えることから、危険なブロック塀の解消は、被害を未然に防ぎ、また救助活動などを円滑に進めるためにも重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、他県ではブロック塀の撤去、改修に係る費用を自治体が助成する動きが広まっております。この中、香川県におきましては、現在国の動向を注視するとともに、近県や先進事例に関する情報を収集し、またあわせて私ども市町の意見を踏まえた上で、助成制度を含め、さまざまな角度から検討していると伺っております。小豆島町におきましても、県の検討状況を注視しながら、他市町の動向も踏まえ前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 県のほうも検討しているということですが、なかなか民間になるとほかのいろんな部分もあるんですけど、相談とかを受けたりすると、そこは個人の持ち物であるので、行政としては何とも言えないとかそういうふうな話も多々聞きます。だから、そういう県の補助金が出るというか、そういうのを待つ間に、行政としては民間の方に自分から言ってきてくださいというんじゃなくて、行政のほうからブロック塀の点検、見た目は外から見たらすごくきれいな場合もあるんですけども、もう中の鉄筋が傷んでいるとか、そういうのはあります。そういう点検をして、所有者に危険ですよとお伝えするという、そういう責任はあると思いますけれども、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 先ほど町長答弁でありましたとおり、民間の所有者に対する個人の所有物でございますので、なかなかどこまで行政が踏み込んでいくかというのは悩ましいところがあるかと思います。ただ、先ほどお話にありましたように、ホームページまた広報で、こういう形で点検なりはしてください、できますよというところのPRはさせていただきました。これはまたなかなか難しいところなんですが、ブロック塀は専門的なところがございまして、我々ではわからないところが結構ございます。県のほうも、ホームページにも出とるんですけど、問い合わせ窓口ということで、行政の中では専門家と言われる建築のほうの電話になってます。そちらに電話があったときにどういうふうに答えてるんですかというふうにお伺いしたことがございます。そうしたら、やっぱりつくったところ、県に聞いてくださいという返事をしている。役所も、我々とか建築指導の方が物を見ても、高さが高かったりしたら一目瞭然かと思いますが、その中でポイントでこういうところをチェックしてくださいというのが、基礎の根入れがどうですかとか、塀が高過ぎる。これは高かったらわかるかと思うんですけど、控え、壁がありますか。これも見たらわかると思います。鉄筋が入ってますかとか、これはちょっと外からじゃわからないです。この辺で難しいところがございまして、これはだめです、いいですというのがなかなか言いづらいところがあります。先ほど県さんのほうでやっているんで、私がどこまで進捗しているかというのもし言いにくいというか、わからないところはありますが、次年度に向けて情報収集なり検討なりをしているという

ところでございます。ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 建設課のほうでなかなかそういう点検は難しいかとは思いますが、それならば、他県でもあるようなんですけれども、専門家の方を行政のほうでお願いをして点検をしていただくという。前の老朽空き家とかそういうふうなときに、自治会とかそういうなんを通して調査したような記憶もあります。それで、自治会の方は専門家はわかりませんが、こういうところは危険じゃないかというそういう情報を収集して、危険であるなど地元から、あそこはそうじゃないかと出たところを専門家の方にきちっと点検をしてもらうという、そういうふうなことが必要じゃないかと思えます。

それで、危険とわかった場合には、丁寧に管理者というのか、所有者にはこうこうでこういう理由でどうも危険がありますよという理解をしていただく。で、修理なり撤去なりをしていただくように、そういうふうにも今もいろんなところで避難所とか災害に対してすごい皆さん不安を持っております。今日本全国でこういう想定外と言われるような災害、どんどん恐ろしいことが起きておりますので、地元住民にとっても、以前よりもすごく災害に対しては敏感になってきているように感じます。そういうふうな面で、いつからやとか、さきやいつやというんじゃないで、それぞれのところで忙しいとは思いますが、できるところからもう早急に手を打って、やっぱり町としては災害に向けて町民の安全のためにこういうふうにも手を打って動いてくれとんやなという、そういうところがななお安心して暮らせるというふうにも思えます。そういうふうなところは業者さんにとりかかるところはいかがでしょう。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 先ほど言いましたように、これの専門家というのが、資格があるようなんですけども、島の中で持っている人がいるかどうかというのはわかりません。資格も、全国各地でやっているわけじゃなくて、東京とか大阪とかだけで、最近できたような資格だそうです、これも県のほうから聞いたんですけど。ですので、これに対する専門家がまずいるのかということが、点検でいい悪いという判断をするようなところから調べていく必要があるかと思えます。県の建築指導課のほうはどういう返答をしているかというところ、つくったところに聞いてくださいという回答をしているというふうにも聞いてま

す。確におっしゃるとおり、我々個人の施設に対して行政がどこまで踏み込んでいくのかという悩ましいところはございますが、一度地震が起きて倒れますと、先ほど町長が言いましたようなことが発生することは十分考えられますので、ご意見として参考にさせていただきたいと思います。他市町の事例を収集して、研究していきたいと思います。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） もうこれで最後なんですけれども、香川県の前の知事の発言の中にも、香川県としても防災・減災には力を入れて取り組んでいくと、そういうふうにおっしゃっております。それから、松本町長から先ほどもありましたけれども、町のハード面もソフト面も事業を進めていくというふうにお話しされております。できるだけそういうことに沿って、今出てきた課題に対して取り組んでいただきたいと思います。ぜひ県のほうにも要望を上げていただいて、今県のほうもそういうふうに進んでいるということなので、早目に、強烈にというか、議会でこういうお話も出ましたということで、県のほうに要望というのを上げていただけることはできますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおり、県のほうには情報提供なり協議なりは進めてまいりたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、まず野犬対策についての今後ということで質問をさせていただきます。

野犬駆除に伴い、その処分頭数が香川県では非常に多いというふうに聞いております。我が町でも、二、三年前まで非常に野犬が増加いたしまして、非常に問題となりました。しかしながら、多くの町民や関係する町職員のご努力によりまして、ここ最近はほとんどその姿を見ることがなくなっております。たまに野犬の顔を見ることがありますけれども、二、三日するともう見ることはないというふうなことで、非常に安心して皆さん生活されておるんじゃないかと思いますが、しかし気を緩めますといつまた野犬が増えてくるかもわかりませんので、何事においても問題が解決いたしましたら、その状態を良好に続けていくというのは非常に肝心なことではないかと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、犬の不妊手術、この助成制度というのはあるのか、ないのか。ありました場合には、どのようなものか。また、利用状況と内容、そしてそれが住民に適切に周知されておるのか、お尋ねいたしたいと思います。

それと、結構このごろ愛犬家と言われるような方がたくさんおいでるかと思いますが、それらの方々と連携をとりながら、今後の野犬対策の一助にもされたらどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。以上。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、野犬対策についてご質問をいただきました。

小豆島町の野犬対策につきましては、野犬の徘徊に関する通報や苦情の増加を背景に、地域社会の課題として平成 23 年度から本格的な対策を開始いたしまして、平成 25 年度からは、野犬の保護行動を中心に集中的な対策を講じたところでございます。

中松議員のご発言のとおり、集中対策の開始以降、現在に至っては野犬に関する苦情はほとんどなくなりましたが、野犬発生及び増加の根源が人の行動に起因することから、今後の対策にありましては特に啓発活動を継続して行う必要があると考えております。

詳細は担当課長から説明申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 本来、野犬の保護につきましては、狂犬病予防法に基づく県知事の権限に属する業務となりますが、住民の生活環境保全の観点から、本課が能動的な対応を行う状況にございます。

まず、野犬の年間保護頭数の推移に関しまして報告いたしますと、平成 23 年の 144 頭をピークに減少が続いておりまして、平成 29 年度では 11 頭、本年度 8 月末までの実績は子犬 6 頭でございまして、直近の作業員の報告では、行政区域内に 2 頭の野犬を確認するにとどまる状況にございます。

このような状況から、野犬対策に関しましては、これまでの体制からやや規模を縮小いたしまして、現在の状況の現状維持を目的に対策を継続いたしております。

町長が申しました啓発事業につきましては、定期的な広報紙の掲載のほか、

各自治会、各種団体の総会など、ご説明の機会をいただきながら、放し飼いとか捨て犬、他府県では余り例がないようでございますが、不適切な餌やりなど、野犬問題が人に起因する問題であることを強調し周知をさせていただくところでございます。

次に、お尋ねの不妊手術の助成事業に関しまして、まず県の事業として、保健所から譲り受けた犬、猫に限定した不妊手術助成制度、これは野良猫の不妊手術を行いまして野良猫の増加抑制、総数管理を行う民間ボランティアの活動、いわゆる地域猫活動と申し上げるんですが、これを対象とする物的支援制度が設けられております。

これとは別に、一昨年の平成 28 年度から全ての飼い犬の不妊、去勢手術を対象に、1 件当たり 3 千円の定額を補助する町独自の制度を設けておりまして、既に年間 3 頭から 5 頭の申請補助を実施いたしております。今後、飼い猫への対象拡充を検討するところでございますが、今のところ所有者が明らかでないいわゆる野良猫や野良犬に対しては対象として考えておりません。

それから、周知に関しましては、広報紙等あるいはホームページ等で周知いたしておりますが、まだ十分でないと思っておりますので、今後周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、愛犬家と協働した野犬対策に関しましては、既に県内で 20 を超える団体や個人が保健所に収容された犬、猫を譲り受けまして、適正な飼育管理を行いながら、新しい飼い主を探す活動を行っております。これら団体や個人のうち、県に登録された譲渡ボランティアに対しましては、各保健所管区で講習会を開催し技術的な助言を行うほか、県のホームページへの譲渡情報の掲載など、こういった協力が行われているところでございます。

しかし、残念なことに小豆島にはこれら登録譲渡ボランティアが存在しないことから、小豆島町で同様の活動を推進するには、まず担い手の育成が必要であると考えております。しかも、これら譲渡ボランティアに対する県の物的支援では、不妊手術助成のほかは活動に必要な餌代を初めとする費用の助成などの制度が見当たらず、譲渡ボランティアの拡充や維持に対する行政支援はさほど手厚い状況にはございませんので、殺処分ワーストワンの脱却を目指す香川県に対しましては、積極的な政策投入を行うよう要望してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） お昼も近くなって大変申しわけないんですけども、今思い出したんですけれども、かつて私、夜8時前後でしたでしょうか、役場の裏口のほうから入りようりましたら、ちっちゃな声で、6匹ぐらい捕獲してきておるんです。一生懸命世話をされてるんです、職員の方が。こんばんは、これはしてやらないかんのやというふうなことで、非常にこんな苦勞もせないかんのやなというふうに思いまして、大変感心いたしました。そんなことがないように、大変だろうとは思いますが、地道な努力を今後とも続けていただければなというふうに考えております。

次に、人口減少問題につきまして、特に若い方々の減少について質問をさせていただきたいと思えます。

人口減少につきましては、久しく続いておるかと思えます。そして、さまざまな対処、政策が小豆島町では現在実行されておりますが、現実はなかなか思うように改善されていないということではないでしょうか。戦後、ずっと長期にわたって人口は減り続けております。産業等も非常に厳しくなっております、ますます人口は減少していくのではないかと思います、しかしながらこの人口減少は、まず第一には、島で生まれた者が育った島を後にして離れていくというこの現実です。ただでさえ生まれてこられる子供さんが少ないのに、高校を卒業いたしますと同時に都会を目指して島を離れていっております。もちろんお父さんやお母さんが働く産業の現場を見学したり、さまざまな場でこの小豆島で生活される人々との交流が図られたり、ふるさとのよさや大切さが幼少のころから子供たちには教えられておるように思いますが、しかし高校を卒業いたしますと、ふるさとを離れるというのが子供たちそして親たちにも一つの常識となっているように見えてきます。生意気なことを言うようではございますが、人間にとって何が大切で、何を目的に生きていくのかというような重たい問いから、さらには父母、兄弟などと将来どのような関係を持って生きていかなければならないのか、また育ててくれたふるさととどのような関係を持続させていかなければならないのかなどなど、大切な問題もあるかと思っております。そして、そのようなことを考えながら、自分自身の人生を一段一段上っていくということが非常に大切なんだということを子供たちに学ばせてい

かなければならないのではないかと思います。そうでなければ、毎年巣立っていく子供たちの多くは再びふるさとを目指そうとはしないのではないのでしょうか。日々子供たちと向き合い、その成長を願って努力をされておられます教育現場の先生方には、この現実をどのように捉え、大卒においてどのように子供たちの人間的な成長を促しておられるのか、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（高橋昭治君） 中松議員の質問にお答えいたします。

教育現場においてさまざまなふるさと教育が行われていますが、さらに家族関係や育ったふるさととの関係をより持続させるような教育が必要ではないかという質問かと思えます。

小豆島町におきましては、ふるさとを愛し、人間性豊かでたくましく未来に生きる人づくりを教育目標とし、議員がおっしゃるとおり、幼稚園、保育所から中学校に至るまで、さまざまなふるさと教育を行っています。また、小豆島中央高校におきましても、「自立、まごころ、小豆島」をスローガンに、地域社会への参画、異世代交流を通してふるさと教育が行われているところであります。以上の取り組みから、子供たちの中に郷土愛は育まれているものと思っています。高校を卒業する生徒の多くが、進学や専門性を身につけるために島から出ていかれます。これは避けて通れない現実です。しかし、島ではできない経験をすることも必要だと思えます。いろいろな経験を積んで、より一回りも二回りも成長して小豆島に帰ってきて貢献してほしいと願っているところでございます。

もう一点、家族について、どのような関係を持って生きることがベストなのかを考えさせることが必要ではないかとのご意見につきましては、常日ごろからそれぞれのご家庭において家族関係を深い愛情を持って築いていただくことが何より大切だと考えています。そして、これまでも多くの家庭がそうされていると思います。以上のように、子供たちはふるさと教育や家族関係の中で育っていると思います。今後も、教育委員会、学校現場においては地道にふるさと教育を行ってまいります。

教育部長から補足説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 私のほうから補足説明させていただきます。

ふるさと学習につきましては、地域の皆様のご協力により、幼稚園、保育所では田植えや稲刈り、とんど遊び、読み聞かせなどが行われています。小・中学校では、農業体験以外に、地域の産業、文化を総合的な学習の時間に学んでいます。また、学校支援ボランティアの皆様により登校時の見守りなども行われています。

また、学校以外でも、地域に誇りと愛着を持ち、地域の力を結集して行う行事として、各地区で行われる運動会、地区対抗の駅伝大会や地域で行われる秋祭りなどがあります。子供たちや若者たちが地域の人たちと出会い、触れ合い、同じ目標を持って行事に取り組むことによって地域への愛着は一層深まると思います。

教育委員会としましては、地域の皆様とともに、また地域の皆様のご支援、ご協力を得ながら、地域にある製造業や一般事務はもとより、製造を支える製品開発などを行う研究職、製品管理職や営業職など、さまざまな職業や仕事を、地域の職業調べや職場体験などを通して子供たちが知り、やりがいなどを感じることができるよう、より一層充実させて子供たちのUターンにつながるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 日々教育の現場でご努力をされておるといことはよく理解できるかと思いますが、こんなことを言いますとまたおまえあほかというふうに言われるかもわかりませんが、かつては長男は家に残り、家を継ぎ、そして両親の老後を支えていくというのが一つの常識ではなかったかと思いますが、現在では、家族あるいは家という概念が非常に薄くなったり、あるいは個人としての生活や幸福がとても安易に優先され過ぎているように感じます。そんな部分もたまには笑いながら話していただいて、現在のそしてこれからの自分たちの生き方を考える一つの材料にいただければなというふうに思いますが。

また、こういったベースの部分の部分を考えると同時に、また高校を出て、外へ出て、そして外からまたこちらへUターンしてきて、この小豆島に根を張って生活をされるという若い方々には、やはりそれなりのメリット、優遇策があつてしかるべきだろうと思うんです。それもややこしいようなものであつては効果

は薄いだらうと思いますので、非常にわかりやすく、誰でもああそれええなと思えるような、そんな政策をも一ついろいろ考えていただいて、定住促進のために頑張っていたいただければなと思います。以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は 13 時とします。

休憩 午後 0 時 11 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 3 番大下淳議員。

○3 番（大下 淳君） 私からは、郡内にあります公共施設使用料の格差の是正について質問をいたします。

小豆郡内 2 町におきましては、文化、福祉あるいは体育館といった使用料を徴収する施設がそれぞれにございます。この使用料にありましては、2 町ともに町内者と町外者の区別があり、町外者は 3 倍の使用料と規定をされているものが多くあり、全国の自治体でも同じような事例があります。全国では、隣接する自治体が多いことから理解もできるわけですが、小豆郡内におきましては現在 2 町のみです。それも、住民が互いに友人、知人を持ち、職域や親戚関係など脈々ときずなを築いてきた地域性があります。小豆島の中にあつては、町の境を越えた同じ住民であると考えてよいのではないのでしょうか。町外者の使用料を 3 倍にしたから使用料収入が大幅に増えるということもないでしょう。むしろ使わせないための使用料設定と言われても仕方ないと思います。郡内 2 町にありましては、長きにわたり連綿と築き上げてきた地域特性を踏まえ、お互いを地元住民とし、使用料の格差を撤廃し、同じ条件で使用できるものにするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（高橋昭治君） 大下議員から、郡内の公共施設使用料の格差是正についてご質問がございました。

小豆島町の体育館や公民館等の公共施設につきましては、住民の福祉の向上を目的として設置されておりまして、住民である小豆島町民が利用することを想定して、それぞれ条例を制定し、管理運営を行っているところでございます。

ご質問の体育館の使用料につきましては、体育施設条例の中で使用料を明記しておりまして、町外者は町内者と比べて3倍の使用料を設定しており、この条例に基づきまして運用を行っているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、小豆郡内におきまして、職場環境であったり高校も1つになりましたことから、町の枠を超え、小豆島町と土庄町の住民が一緒になった団体の活動が増えています。その場合につきましては、住民の利便性も考えて柔軟に対応しているところでございますが、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） それでは、体育館などの使用料につきまして答弁いたします。

先ほど教育長が説明しましたとおり、公共施設につきましては、小豆島町民が利用することを想定して設置されたもので、小豆島町体育施設条例にも、体育施設を利用できる者は原則として町内在住者とする。ただし、町内在住者の利用がないときは町外者の利用を許可することができると明記されておりまして、土庄町も同様に町外者用の料金が設定されております。

本町の平成 29 年度の体育施設の利用におきましては、町外者用の使用料を徴収した件数は内海総合運動公園のグラウンドが2件、内海B&G体育館が2件、池田体育館が5件、内海体育館が3件で、そのほとんどが大学の合宿か小豆島に宿泊している島外の方の利用でございました。土庄町の住民単独での利用はありませんが、最近は両町の住民が一緒になって利用している団体も増えておりまして、その場合は町内者用の使用料を徴収しております。

このように、両町の住民が交流する上で支障がないように、使用料の上でも柔軟な対応を行っております。今後、町の枠を超えて、両町の住民が郡内の公共施設を平等に利用できるようにするためには土庄町との協議を行わなければならないわけですが、今後も両町の住民が交流を図る上で支障がないように柔軟な対応に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） ただいま柔軟な対応と説明をいただきました。

私の調べましたところによりますと、首都圏、埼玉県になりますが、ここは近隣の市町村でまちづくり協議会というものを組織しております。たしか7つ

ぐらいの協議会があったと思います。1つの協議会は4市3町というところがございます、それだけで人口は60万人を超えております。当然隣接する接点も非常に広いところがありまして、これはたしか平成12年あたりから、公共施設の使用料は住民と同等の条件で利用していると聞いております。また、避難所の運用についても同様にされているとのことでございます。それは、近郊がもう全て都市圏ということで、人的交流に力を入れるからこそ、そういった活性化策を進めている、その一つの最低限クリアしなければならない面として取り組まれたものと考えております。

私も、以前に小豆島高校野球部が甲子園へ行くか行かないかというときに、小高の野球部のほうから、土庄の高見山のグラウンドを使用したいと。使用料については何とかということで、土庄の担当課長と交渉をしたことがあります。減額または免除という方向なんですけども、二つ返事で了解をいただきました。案外垣根って低いんだなというふうに私はその点思ったわけでございます。

町が違おうと申しましても、もうほとんど知った人ばかりでございます、隣町へ行ったという感覚は全くございません。お互いに婚姻関係、親戚、皆さんお持ちだと思います。昔から島は一つと何度も聞いてまいりましたけれども、そういったところから垣根を取っていくことが実は大事なスタートの要点じゃないかと思っておりますので、できるだけ早く協議をしていただいて、柔軟対応をなされますよう期待をいたしまして、質問を終わります。よろしくお願ひします。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は障害者雇用と就労支援についてです。

障害者雇用促進法は、正式名称を障害者の雇用の促進等に関する法律といいまして、障害者の雇用義務などに基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律です。この障害者雇用促進法では、常用労働者全体に占める障害者の雇用目標割合を法定雇用率として定めています。法定雇用率を達成していないと労働局などの指導対象となり、従業員100人超の企業については、不足1人当たり月5万円の納付金が課せられる半面、達成していれば超過1人当たり月2

万7千円の調整金を受け取れるそうです。

2018年4月1日より、法定雇用率の引き上げなどの改正が実施されました。最近、中央省庁が雇用する障害者数を水増しした問題で、厚生労働省が発表した調査結果は、昨年障害者雇用数を約6,900人としていたのに、実際は3,400人余りと、半数にも届いていませんでした。人数を偽っていたのは、国の省庁など33行政機関のうち27に上りました。水増しというレベルをはるかに超えたでたらめと言うほかない実態だと思います。

国が昨年公表していた障害者雇用者数のうち半数以上が、障害者手帳の確認など国の指針で定められた措置がとられず、対象になる障害者として雇用者数に算定されていたのです。適切でない算定をしたのが国機関の8割以上に当たる27もあったことは問題の根深さを改めて浮き彫りにしています。さらに、都道府県など各地の地方自治体での不正な算定なども報道されています。

行政の信頼を根幹から揺るがす異常事態ではないでしょうか。中央省庁での水増しは、障害者雇用を一定比率で義務づけた仕組みが始まった1976年から行われていたとの指摘もあります。40年以上の長期間、しかもこれほど大規模に不正が行われてきたということは、それだけ多くの障害者の雇用機会が奪われたことを意味します。その被害は余りにも甚大だと思います。

そこでお尋ねをいたします。

本町と町内民間企業での障害者雇用の実態はどのようになっていますか。

また、障害者の就労支援策についてどのように考えておられますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、本町の障害者雇用率についてのご質問をいただきました。

障害者雇用率につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められており、本年4月1日からの法定雇用率は、地方公共団体が2.5%、民間企業が2.2%となったところでございます。障害者雇用率は、同法第39条に基づき、毎年6月1日現在の状況を香川労働局に報告することとなっております。平成30年6月1日現在の小豆島町役場の障害者雇用率は3.8%となっており、法定雇用率は達成いたしております。

また、町内の民間企業の障害者雇用率につきましては、ハローワーク土庄に確認いたしましたところ、法定雇用率が2.2%に引き上げられた本年度の状況

はまだ把握できていないとのことですが、昨年度においては対象となる企業10社のうち法定雇用率2.0%を達成していない企業はなかったと伺っております。

詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 鍋谷議員からの小豆島町の障害者雇用率についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長より、本町の障害者雇用率は3.8%とお答えいたしました。障害者雇用率の算定につきましては、厚生労働省からプライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインというものが示されておりまして、そのガイドラインの中に、障害者手帳をもって確認することとされておりまして、本町におきましても、障害者手帳を確認できた者のみを算定しておりまして、水増し等はございません。

今後とも、障害者雇用率の算定に関しては、適切な把握、確認に努めてまいります。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 私のほうからは、障害者の就労支援についてお答えさせていただきます。

障害者の就労形態には、一般企業等に雇用される一般就労と一般の事業所に雇用されることが困難な方に対する障害福祉サービス事業所での就労がございます。

一般就労への支援につきましては、ハローワークが各種の支援を行ったり、香川労働局がさまざまな施策を実施するなどをしておりまして、町といたしましては、ハローワーク等の支援機関と連携して、障害者雇用に関する理解の促進や啓発に努めたいと考えております。

また、障害福祉サービス事業所での就労支援につきましては、現在島内には対象事業所が本町のあすなろの家と土庄町のひまわりの家の2つしかございませんが、相談支援事業所とも連携をとりながら、利用者のニーズに沿った支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） あすなろとひまわりの2カ所が島内にはあるとい

うことなんですけれども、今ある作業所で島内また町内の障害者の必要な就労というのが満たされていると考えられるのでしょうか。その辺、今後の見直しなども含めてお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 現状におきましては、島内には地理的なハンディキャップもございまして、年間を通じての作業量というのも安定してないような状況にございますので、その辺のところも事業所と協議しながら今後改善を図っていきたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） まだまだ不十分だということですよ。ぜひ、今後小豆島町に支援学校もできましたら、その学校卒業後の進路を含めて、そういう支援が本当に必要になってくると思いますので、その点もぜひ考えていただきたいんですが、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 私どもで、昨年から、塩田町長が在任中、希望の島づくりということで障害者の支援策の検討を進めてございます。現在、答弁にもありましたように、島内には小豆島町にありますあすなろと土庄町のひまわりと2カ所ございます。その2カ所で充足できるかというようなご質問かと思いますが、将来的に池田小学校に隣接して県立の特別支援学校もできるということで、卒業後働く場を確保していく。そのためにも、今2カ所の施設の定員がそれぞれ20名です。登録者は20名を超えております。1日平均20名という定員でございまして、もう少し定員のほうには余裕があるといったのが現状でございます。

そういった中で、各事業所のほうに聞き取りをいたしました。その状況は、町内のあすなろの家につきましては、簡易な箱折りとかそういった作業を民間事業所から請け負ってやっておるわけでございますが、年間を通じて作業をするだけの仕事量がないという当面の課題がございますので、まずは町のほうといたしましても、町内には幸いにして醤油、つくだ煮、そうめん、いろんな食品製造業がございますので、そういった各種の企業からいただきながら、当面の課題である年間を通じた作業量確保に向けて、現在町と一緒に企業に働きかけを行っておるところでございます。

それと、将来的にそういった就労のニーズが増えてきた場合の対応でありますけれども、これは当然ニーズがあつての事業所かと思ひます。現在、あすなろの家の抱えておる課題の中には、施設が手狭というような課題もございますので、一つのタイミングが認定こども園等の建設、そのタイミングであいてくる幼稚園とかそういったところの利活用、こういったものが一つのタイミングと申しますか、大きな起点になるのかなと考えております。そういった段階を見据えて、事業所とも十分相談、協議をしながら、また障害者の方々のニーズも把握しながら、町としては2カ所で足らなければ町内にもう一カ所とか、そういった方向で検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ぜひ実態に基づいた前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

子供の居場所づくりをということです。

子供たちや保護者が孤立せず安心して暮らせるためにも、居場所づくりは重要だと考えております。以前に児童館について質問させていただいたときに、坂手の遊児老館と旧JA草壁支店を整備していると。そして、池田、安田地区でも拠点を整備していくということを考えていると言われました。これは、町がつくっているすくすく子育て応援アクション、子育て支援5カ年計画の中で書かれていることです。しかし、現在旧JA草壁支店は使えなくなっております。全体として町内の子供の居場所づくりという取り組みが後退しているのではないかと思います。現在の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

また、今例えば全国では誕生しさまざまな活動が行われている子ども食堂など、いろんな形で子供の居場所づくりが進められていますが、そういう取り組みについて町はどのようにお考えになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（高橋昭治君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

平成27年3月に子ども・子育て支援計画であるすくすく子育て応援アクションプランを策定いたしました。策定に当たり、小さいお子さんをお持ちのお母さん方にお話をお聞きし、同じ年ごろの子供を持つ母親の集まる場所が近く

にないとのご意見をいただきましたので、多世代の方々が集まることのできる場所を提供し、母親の子育ての不安感、孤立感を解消しようと、アクションプランに交流拠点づくりを入れて、遊児老館と旧 J A 草壁支店を整備いたしました。お母さん方を初め町内の方のみならず、町外の方にもご利用いただいております。なお、旧 J A 草壁支店は諸事情のため閉めました。

現状、今後の方向につきましては、子育て共育課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 現状と今後の方向につきましてお答えいたします。

遊児老館、旧 J A 草壁支店を整備し、ご利用いただく中で、利用者の皆さんから駐車場が狭くて不便だというご意見を多数いただきました。特に小さいお子さんをお持ちのお母さん方は、荷物を持って利用されるということですので、施設に駐車場があることが利用しやすい条件となってまいります。

整備した 2カ所につきましては、ともに駐車スペースが十分とは言えず、利用者の皆様にご不便をおかけしておるところでございます。特に旧 J A 草壁支店につきましては、雨漏りに続きまして漏水も発生いたしました。修繕に相当の額が見込まれることから、それまで定期的にご利用されていたグループの皆さんにお断りをし、施設の利用を停止した後、本年 3 月に J A 香川県へお返ししたというところがございます。

今後新たに整備するには、駐車スペースが十分あることが必須だと考えています。現在、安田地区、池田地区において駐車スペースを確保しながら、整備できる場所を探しているところがございます。今後、候補地がございましたら、費用対効果も含めて検討いたします。したがって、母親の居場所づくりとしましては、既存施設ではございますが、各地区にある公民館をご利用いただきますようお願いいたします。

それから次に、子供の居場所づくりとしての子ども食堂の取り組みについてご提案いただいたわけですが、すくすく子育て応援アクションプランの進捗状況を報告し、委員の皆様からご意見をいただくすくすく子育て応援会議というものがございます。そこにおきまして、委員の方から、子ども食堂に取り組んではどうかというご意見がございました。それに対して、別の委員の方から、子ども食堂は N P O 法人などの民間がユニークな子育て事業に子育て共育

課が補助しておる子育て応援モデル事業制度を利用して行うべきだというご意見をいただきました。子育て応援モデル事業制度と申しますのは、団体や個人の主体的な子育てに関する活動に係る費用に対し3年間補助して、4年目以降の自主的な活動を促す制度でございます。委員の発言は、住民の主体的な活動を促すべきとの趣旨でございました。本年4月には、個人の方から、子ども食堂や子供、若者の居場所づくりを行いたいとの相談がございましたので、子育て応援モデル事業制度もしくは社会教育課が所管いたします生涯学習のまちづくり支援事業制度の活用をお伝えしたところでございます。今後も、住民の皆さんの主体的な活動に対し支援してまいりたいと考えています。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 前半の答弁です。駐車場がないということと、池田、安田で探すというのは、以前の答弁と全く同じなんです。この間、具体的な取り組みというのは全くされていなかったんでしょうか。アクションプランでも5カ年計画ですけども、2年、3年たつのかな、27年にできて、その辺取り組みとしては後退しているし、遊児老館は今現在活用されているんでしょうか、その辺お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 池田、安田地区におきます取り組みというのは、今全く動けていない状況でございます。

それから、遊児老館につきましては、平成29年度の実績でございますけれども、年間900人を超えるご利用をいただいております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 具体的には全く前へ向いて進んでいないというふうに聞こえるんですけども、やはり子育てアクションプランで計画している中身を早く進めていただくということを求めたいと思います。

子ども食堂についてはいろんな考えがあると思うんですけども、それ以外にも今子供の居場所づくりということできざまな取り組みがされています。これは、この前四国新聞に載ったんですけど、第3の居場所開設ということで、丸亀市に子供の放課後の受け皿ということでこういう拠点ができたとということも報道をされておりました。ぜひ子育て応援日本一のまちづくりということで、実際にそういう居場所づくりを具体的に急いで進めていただきたいと思います。

が、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 池田、安田地区のほうでの拠点づくりというのは引き続き行ってまいりたいと思いますが、先ほども申しましたが、駐車スペースの確保というのが非常に大きなネックでございます。ですので、それまで施設が整備できるまでの間、先ほども申しましたが、既存施設でございます公民館をご利用いただくというのも一つかと思えます。

それから、子供の居場所づくりとして放課後のお話が今出ましたけれども、本町では民間とそれから直轄、直営で放課後児童クラブを開設してお子様を預かっております。その中で、基本的には保護者の方がお勤めになっていて子供が見れないというのが理由にはなってくるんですけども、その中でも利用している途中で退所される方がいらっしゃいます。それはどういう理由かといいますと、子供が1人で家庭にいることができるというのも理由の一つでございますので、当然放課後児童クラブは充実させていきたいと思えますし、子供様の成長も見守ってまいりたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 1点だけ確認です。

J A草壁支店はもう使えないということで、草壁、星城校区での拠点というのは、公民館でいいということですか。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 当然草壁、星城校区での拠点もまた探していかないといけないと思えますけれども、当面の間は公民館をご利用いただくというのをお願いしたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ちょっと聞いた話なんですけれども、先ほど民間の方が相談に来られて、その制度を紹介されたということなんですけど、これはちょっと聞いた話なんですけど事実かどうかわからないんですけど、その民間の方が子供の居場所か子供食堂をしたいということで申し込んだけれども、場所が確定してない、場所がなくてその制度が利用できなかったというふうなことをちょっと聞いたんですけど、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 先ほどの個人の方なんですけれども、実は申請には来られました。正式に書類を提出されました。ところが、モデル事業というのは当然公費で補助をいたしますので、審査会がございまして、その審査委員の前でプレゼンテーションを行っていただくという手順を踏みます。その際に、書類にいっぱいやりたいことをお書きいただいております。私どものほうでそれが補助として通らなかったという点は、審査委員の方が、いっぱい書いてあるうち、この1年間何をするのか具体的に説明してほしいという質問に対して、適切にお答えいただけなかったということが審査委員の心証を低くしてしまったというのが原因かと思えます。

場所につきましては、特に私どもで決まっていなかったという点で補助しなかったということではございません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） そういう意欲を持った方がおられるのであれば、ぜひ町としても応援をしていただけたらいいのかなと思います。

では、次行きます。

子供の権利条例の策定をということです。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した児童の権利に関する条約、子どもの権利条約は、子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童、子供を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めています。前文と本文54条から成り、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現、確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

日本は、1994年に批准をいたしました。条約では、一つ、生きる権利、防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられること。2つ目に、育つ権利、教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。3つ目に、守られる権利として、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子供や少数民族の子供などは特に守られることなどです。4つ目が、参加する権利、自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなどを定めています。

今、東京目黒区で5歳の女の子が死亡するなど、悲惨な児童虐待事件や、またいじめ、自殺などが後を絶ちません。子供の貧困も大きな問題になっている中で、子供の権利が守られているとは言えない状況があります。そんな中で、子供の権利条例は、子どもの権利条約に基づいて子供の権利を定めることで児童虐待やいじめなどで苦しんでいる子供を救っていくこと、またその体制を町や地域でつくり、子供が自分らしく健全に育っていくことを目的とするものです。

日本一の子育て支援の町を目指す本町でも、町民や子供たちの声を聞いてこの条例の策定をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

平成元年 11 月に児童の権利に関する条約が国連総会で採択をされました。それ以後、日本は平成 2 年 9 月、この条約に署名いたしまして、平成 6 年 4 月に批准、同年 5 月から効力発生したということで、内容につきましては、今鍋谷議員がおっしゃったとおりでございます。

また、内閣発行の、少し古いんですが、平成 24 年版の子ども・若者白書によりますと、42 の自治体において子供の権利と責任、児童虐待の禁止やいじめへの対応など、保護者や学校、地域住民や事業所の役割と責務を規定することにより、子供の健やかな成長を目指すとする条例を定めているところでございます。

さて、本町でも策定すべきではないかのご質問でございますが、本町では現在子育て共育課が所管するすくすく子育て応援アクションプラン、人権対策課が所管する人権教育啓発に関する基本計画、健康づくり福祉課が所管する虐待防止等ネットワーク会議設置要綱に基づき、子供の権利を守り、健やかな成長を目指すために、行政のみならず、住民や事業所が一緒になって取り組むべき項目を定めております。所管はそれぞれ異なりますが、横断的に取り組んでおります他の自治体が策定している子供の権利条例を具体化した取り組みを既に行っておりますので、今後条例を策定することによる効果等を含め検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 具体的にいろいろな取り組みがされていることは十

分承知をしておりますが、この子供の権利条例というのは、その大もとにある子供の権利を定めたもので、それがやっぱりあるほうが基本となる子供の権利というのを明らかにできるんじゃないかと思います。ぜひ検討して、よりよい条例をつくっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時50分とします。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時50分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第2号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

について

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第2号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第2号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するものでございます。

報告内容につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第2号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、上程議案集の1ページをお開き願います。

よろしいでしょうか。

それでは、ご説明いたします。

まず、1の健全化判断比率であります。表の上段が本町の算定結果で、下段が国で定められた早期健全化基準、財政再生基準であります。早期健全化基準がいわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお

考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でありますが、一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算となっており、また水道、介護保険施設等の企業会計につきましても、資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、その横の実質公債費比率につきましては、自治体収入に対する借金返済額の比率でございます。29年度決算では5.1%となっております。前年度の4.3%に比べまして0.8ポイント悪化しております。この要因といたしましては、平成28年度に旧内海病院の債務を一般会計が引き受けたこと、それから普通交付税の合併算定特例が縮小したこと、こういったことが主な要因となっております。

ちなみに、平成28年度決算、前年度決算になりますが、全国的な結果を申し上げますと、香川県の平均が7.4%、全国の平均が6.9%となっております。

次に、その横の将来負担比率であります。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模、町の財政の規模に対してどの程度の割合を占めているかをあらわしたものでございます。29年度決算につきましては、将来の借金返済予定額に対して、町がっております基金あるいは将来交付税算入される額のほうが上回っていることから、将来負担比率はなしということでバーとなっております。

次に、2の資金不足比率であります。水道事業会計及び介護保険施設事業会計の各会計におきましては、資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。以上のように、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今のところ全て健全な状況となっております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載されておりますが、特に指摘すべき事項はないという意見を頂戴いたしております。以上、簡単ではございますが、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第52号 平成29年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第52号平成29年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第52号平成29年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの5つの特別会計並びに2つの公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当部長及び課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） それでは、議案第52号平成29年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案集は2ページをお願いいたします。

本議案につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定によりまして、一般会計を初めとする、そこに記載の8つの会計につきまして、平成29年度の決算の認定を議会に付すものでございます。

なお、歳入歳出の詳細の内容につきましては、本定例会中に決算特別委員会におきましてそれぞれ担当課から説明させていただきますので、私からは一般会計及び特別会計の決算概要について、施策の成果、財政編によりご説明を申し上げます。その後、2つの公営企業会計につきましては、それぞれ担当課長よりご説明をさせていただきます。

それでは、施策の成果、財政編の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の決算の状況でございますが、ほかの団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとにご説明させていただきますので、一部決算書のほうとは乖離がございますことをあらかじめお断りを申し上げます。

それでは、施策の成果2ページを上から順次ご説明をさせていただきます。

まず、29年度の決算額は、歳入総額（A）が107億988万7千円、歳出総額（B）が102億8,033万4千円となっております。前年度に比べますと、歳入総額（A）で7億6,574万6千円、率にいたしまして7.7%の増、歳出総額（B）も10億1,460万1千円、率にして11.0%の増でございます。この数

字から、香川県後期高齢者医療広域連合の決算統計との重複計上を避けるために、一般会計の決算統計から控除することとなっております（C）の後期高齢者医療広域連合に派遣している職員の人件費負担金 535 万円及び（D）の広域連合から受託して実施しました健康診査費用 1,200 万 9 千円及び（E）の本来公営企業会計として決算すべき介護保険施設事業に係る光熱水費 1,120 万 9 千円を歳入歳出から控除するとともに、（F）の繰越財源の調整額 1 億 5,734 万 4 千円を歳入に加えまして、普通会計の歳入総額（G）は 108 億 3,866 万 3 千円、歳出総額（H）は 102 億 5,176 万 6 千円となっております。

この結果、形式収支（I）は 5 億 8,689 万 7 千円となりまして、これから（J）の繰越明許した事業の財源 1 億 8,649 万 8 千円を差し引きまして、決算統計における実質収支（M）は 4 億 39 万 9 千円の黒字でございます。この実質収支のうち、地方自治法の規定による基金繰入額につきましては、例年と同様、決算上剰余金であります実質収支 4 億 39 万 9 千円の 2 分の 1 以上の額となります 2 億 100 万円を財政調整基金に編入することといたしております。

単年度収支（N）は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で 2 億 3,972 万 4 千円の赤字でございます。

なお、ページの一番下、欄外に記載のとおり、前年度の実質収支については、今回から取り扱いが統一されました繰越財源との調整、すなわち繰越需要に充当予定の基金繰入金の取り扱いが前年度と変わった関係で、昨年度の本来の数値が 6 億 4,012 万 3 千円の黒字に変わっておりますので、この額との差し引きで単年度収支は算出されております。これに黒字要素であります財政調整基金への積立金 253 万 8 千円を加え、逆に赤字要素でございます財政調整基金取り崩し額 2 億円を差し引いた実質単年度収支は 4 億 3,718 万 6 千円の赤字でございます。

実質単年度収支につきましては、平成 23 年度の決算以降 7 年連続の赤字でございますが、ほかの指標を見る限り、あくまで現時点でございますけれども、安定的な財政状況が保てていると考えてございます。

しかしながら、ご存じのとおり、平成 28 年度から普通交付税の合併算定特例も段階的に縮小されておりますし、平成 32 年度をもちまして合併市町村に対する財政支援が全てなくなるといった状況の中で、次期一般廃棄物処分地整

備事業や耐用年数を順次迎えております改良住宅の更新事業、また内海地区の教育施設の再編整備など、大きな財政需要が考えられますので、今後の財政運営につきましては非常に厳しい見通しと言わざるを得ない状況でございます。

今後は、毎年度の決算時点で予定事業のローリングや見直しを行いまして、最新の中期財政見通しをもとに健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上が一般会計の決算の概況でございます。

次に、施策の成果の3ページをお願いいたします。

科目別歳入決算額の状況でございます。

増減額または増減率の大きなものについてご説明を申し上げます。

まず、自主財源の柱となります町税でございます。4,118万2千円、率にして2.8%の増でございます。こちらは、納税義務者数の増などにより町民税、個人所得割が1,067万8千円の増、町内企業の即時償却の終了などによりまして、町民税、法人税割が787万6千円の増、太陽光発電設備の税制特例の期限切れなどによりまして、償却資産に対する固定資産税が2,327万3千円の増となったことが主な要因でございます。

地方譲与税は、ほぼ前年並みでございます。利子割交付金から株式等譲渡所得割交付金につきましては、利子収入や株式の配当収入、譲渡所得の増によりまして、利子割交付金で196万4千円、80.6%の増、配当割交付金で269万8千円、36.2%の増、株式等譲渡所得割交付金で597万3千円、165.5%の増となるなど、率としては大幅な増でございます。

次に、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金につきましては、それぞれ税収の変動等により、わずかな減少となっております。自動車取得税交付金につきましては、新車販売台数の伸びによりまして489万7千円、33.9%の増、また住宅ローン控除の減収補填であります地方特例交付金についても、住宅ローン控除の対象者数の増加に伴い増収となっております。

次に、地方交付税でございます。1億243万8千円、率にして2.6%の減でございます。内訳は普通交付税が9,042万7千円、2.6%の減、特別交付税も1,201万1千円、2.6%の減でございます。普通交付税につきましては、算定の中身は個々に増減がございますけれども、結果的には合併算定特例の縮小分をやや上回る程度の減となっております。特別交付税につきましては、ご承知のとおり、他県での災害の多発等によりまして、香川県全体の交付額が減少し

たことに伴う減が主な内容でございます。

1行飛びまして、分担金及び負担金でございます。3,435万6千円、率にして23.5%の減でございます。こちらは、せいけんじこども園が認定こども園となったことから、町が保育料を徴収する方式から事業者みずからが保育料を徴収する方式になったことによりまして、草壁保育園等保育料で2,495万4千円の大幅な減、また草壁地区急傾斜崩壊防止対策事業の終了によりまして、受益者からの分担金1,121万2千円の皆減となったことが主な要因でございます。

次に、使用料及び手数料でございます。ほぼ前年並みの収入となっておりますけれども、中身を見ますと、28年度に運行しておりました瀬戸内国際芸術祭会期中の増便バスが29年度はなくなったことから、町営バスの運賃収入が226万8千円の減、し尿の処理手数料がくみ取り件数、くみ取り量ともに減少いたしましたので、143万9千円の減、雇用促進住宅の払い下げを受けまして、年度途中から町営で運営しております定住促進住宅の使用料が402万9千円の皆増となるなど、中身は変化しております。

次に、国庫支出金でございます。3,307万9千円、率にして4.3%の減でございます。国庫支出金につきましては、国の補正予算や制度変更、またその年度に実施する事業いかんで増減する性質のものでございますので、毎年度個々の事業について増減または皆増や皆減、こういったことが生じております。29年度決算における減収につきましては、高潮対策事業の事業量の変動により、海岸保全施設整備事業補助金が7,185万8千円の増、次期最終処分場の環境アセスや基本計画等に対する循環型社会形成推進交付金が3,486万6千円の皆増となった一方で、地方創生関連の交付金が7,733万3千円の減、消費増税に伴います臨時的な低所得者対策であります臨時福祉給付金事業費補助金が3,600万4千円の減、地場産品物流支援事業、海上輸送費の補助でございますが、こちらの離島活性化交付金が1,797万円の減、各種対象事業の事業量変動によりまして、社会資本整備総合交付金が1,696万3千円の減となったことなどが主な要因でございます。

次に、県支出金の4,900万2千円、率にして9.1%の増でございます。こちらも、国庫支出金同様、個々の事業の増減、または皆増、皆減が生じておるわけですが、増の最も大きな要因は、内海病院跡地活用の一環でございます特別養護老人ホーム整備に対する老人福祉施設等施設整備費補助金が4千万

円の皆増となったこと、及び高潮対策事業の事業量変動によりまして、海岸保全施設整備事業補助金が 2,939 万 7 千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、財産収入の 4,173 万 2 千円、率にして 47.5%の減でございます。こちらは、前年度に旧三都小学校跡地売却収入があったことなどによりまして、土地売却収入が 5,093 万 3 千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、寄付金の 2 億 277 万 8 千円、率にして 145.2%の増でございます。こちらは、高峰秀子、松山善三夫妻の相続人より 2 億円の大口寄付があったことが主な要因でございます。

次に、繰入金の 4 億 710 万 7 千円、率にして 74.6%の増でございます。こちらは、財政調整基金からの繰入金が 1 億 6,320 万 9 千円の減となった一方で、内海病院跡地活用によります小規模老健と特別養護老人ホームの開設に伴いまして、旧老健うちのみから一般会計が承継した残債の繰上償還財源として減債基金繰入金が 4 億 74 万 3 千円の増、内海病院跡地等の庁舎整備に伴う庁舎整備基金繰入金が 1 億 9,520 万 7 千円の増となったことなどが主な要因でございます。

次に、繰越金の 6,832 万 9 千円、率にして 19.7%の増でございます。こちらは、前年度繰越金及び明許繰越金の変動によるものでございます。

諸収入は、2 億 4,094 万円、率にして 49.6%の減でございます。こちらは、中学校プール事故の損害賠償に係る共済金が 1 億円の皆増となった一方で、前年度決算に計上されておりました病院事業会計の廃止に伴う歳計剰余金及び診療報酬等未収未払い精算金が 3 億 3,637 万 3 千円の減となったことが主な要因でございます。

歳入の最後、町債につきましては 7 億 2,580 万円、率にして 93.7%の増でございます。こちらにも、それぞれ各年度の事業により大きく変動いたしますが、内海病院跡地及び老健うちのみ跡地の活用に伴います内海病院跡地整備事業に対する合併特例債が 6 億 4,810 万円の大幅増、また旧三都小学校跡地売却に伴う代替施設として建設いたしました三都公民館の建設事業に対する辺地対策事業債が 1 億 6,500 万円の皆増となったことが主な要因でございます。

なお、平成 29 年度も引き続き臨時財政対策債の発行を見送りまして、町債残高の抑制に努めてきておりますが、内海病院や老健うちのみ跡地活用など

非常に大きな事業がございましたので、29年度末の町債残高は、対前年4億805万6千円増の113億8,487万9千円となったところでございます。以上が歳入の主な内容でございます。

歳出につきましては、5ページの性質別経費の状況によりご説明をさせていただきます。

まず、義務的経費のうち、人件費でございます。こちらについては、退職手当組合の特別負担金が減となった一方で、職員数の増により職員給及び共済組合負担金等が増となりましたので、全体では1,114万2千円、0.8%の増となったところでございます。

扶助費につきましては、入所児数の変動及び保育単価等の改定によりまして、せいけんじこども園に対する運営負担金が1,226万円の増となった一方で、消費増税に伴う低所得者対策であります臨時福祉給付金が3,286万2千円の減となったことなどによりまして、全体では1,942万2千円、2.1%の減でございます。

次に、公債費でございます。地方債残高の増に伴って、長期債元金が223万2千円の増となった一方で、低金利政策の影響で引き続き加重平均利率が低下しておりますので、長期債利子が1,149万8千円の減となったことから、公債費全体で926万6千円、1.0%の減でございます。

次に、物件費でございます。2,417万2千円、率にして1.8%の減でございます。こちらは、次期最終処分場の環境アセスや基本設計などの委託料が5,767万5千円の皆増となった一方で、前年度に実施いたしました情報漏えい対策の強化に伴う情報セキュリティ強化対策事業が3千万円の皆減、前年度に開催されました瀬戸内国際芸術祭2016の終了に伴いまして、芸術祭等関連経費が4,874万6千円の減となったことが主な要因でございます。

維持補修費につきましては、ポンプ場などの都市下水路施設、港湾、公営住宅などの修繕費がそれぞれ対前年度でわずかずつ減額となりましたので、維持修繕費全体で962万3千円、率にして17.9%の減でございます。

補助費等は1億7,888万7千円、率にしますと8.9%の増でございます。こちらは、小豆島中央病院が開院から2年目を迎えて、運転資金等の補填が軽減されたことによりまして、同病院企業団に対する負担金等が3億4,513万5千円の減となった一方で、中学校プール事故の和解成立に伴います損害賠償

金が1億9,500万円の皆増、また一般会計が承継いたしました旧老健うちのみ  
の残りの債務、残債でございますが、こちらの平成29年度分の償還及び繰上  
償還費用が4億430万3千円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、積立金は1億7,455万円、率にして106.2%の大幅増でございます。  
これは、前年度におきまして、旧内海病院の廃止に伴う病院事業会計の剰余金  
を財政調整基金に積み立てた関係で、財政調整基金積立金が7,492万2千円の  
減となった一方で、松山善三、高峰秀子夫妻の相続人から寄付のあった2億円  
を、寄付者のご意向に沿って映像作品のすばらしさを発信する記念事業の財源  
として新たな基金に積み立てたこと、また合併特例債を活用した基金造成枠の  
残り4,547万4千円を地域振興基金に積み立てたことが主な要因でございます。

次に、投資及び出資金は3,590万6千円、率にして78.6%の減でございます。  
こちらは、小豆島中央病院の整備が終わったことに伴う建設改良の減によりま  
して、小豆島中央病院企業団出資金が減となったことによるものでございます。

次に、貸付金は6,767万円、率にして3.8%の減でございます。こちらは、  
平成24年度から一般の高校、大学等への育英事業貸付金制度を拡充し、それ  
以来貸付者が年々増加し、平成29年度も対前年度1名増となったところでご  
ざいますが、一方で平成29年度から一般の高校、大学育英事業貸付金の貸付  
条件の見直しを行いまして、保健医療福祉関係職修学資金と大きな条件の差が  
なくなりましたので、逆に保健医療福祉関係職修学資金の利用者が13名の減  
となったことによるものでございます。

繰出金は1,612万9千円、率にして2.1%の増でございます。こちらは、保  
険基盤安定分などの国保特会への繰出金が1,268万2千円の増、介護給付費の  
増などによります介護保険特会への繰出金が970万2千円の増となったことが  
主な要因でございます。

普通建設事業費は8億6,344万8千円、率にして66.1%の増でございます。  
こちらにも、個々の事業により皆減、皆増、また事業量の変動等による増減が生  
じておるところでございますけれども、内海病院及び老健うちのみ跡地整備  
事業が7億8,776万4千円の大幅増となったことが最大の要因でございます。

最後に、災害復旧費につきましては420万4千円、率にして36.7%の増でご  
ざいます。これにつきましては、農林水産業施設、公共土木施設ともに小規模  
な災害復旧事業の増減によるものでございますけれども、平成28年の台風16

号及び18号による町道や農地の災害復旧事業が平成29年度において実施されたことによるものでございます。以上が性質別の前年度との比較の主なものでございますが、これを目的別に見たのが4ページの目的別経費の状況の表でございます。

なお、主な増減理由は重複いたしますので、こちらの説明は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計の決算状況でございます。ごく簡単に概況を説明させていただきます。

特別会計は、簡易水道事業特別会計が廃止となりましたので、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5つの会計でございます。

7ページの左端の欄をご覧いただきたいんですが、実質収支は収支均衡を含めまして、全会計黒字となっておりますが、同じページの右端の欄をご覧いただきますと、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、介護サービス事業特別会計及び介護予防支援事業特別会計の2つの会計で赤字となっております。

一方、毎年のように決算状況が懸念されてまいりました国保会計につきましては、財政調整基金の取り崩しや一般会計からの基準外繰出金を回避することができまして、実質単年度収支で3千万円余りの黒字となりました。ご存じのとおり、平成30年度からは、県単位で広域化の道を歩んでおりますけれども、平成30年、31年度に限って国保税の激変緩和、要は国保税のアップを緩和するという措置でございまして、それに伴って一般会計からの補填を行うこととしております。ただ、それ以降は、国保以外の被保険者も含む町民全体、すなわち一般会計で国保の赤字補填を行うことはなくなる見込みでございます。

次に、8ページの財政指標でございます。

まず、基準財政需要額でございます。こちらは、合併関係補正の減などによりまして、対前年度3,911万5千円減の46億8,998万8千円となっております。

次の基準財政収入額につきましても、地方消費税交付金の減などによりまして、対前年度2,380万5千円減の14億6,562万円となっております。

なお、通常でございましたら、この基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税額ということで、普通交付税として交付されるわけでございますけれども、本町の場合合併算定特例が今現在まだ採用されておりますので、この

差よりも1億3,150万円程度多い額が普通交付税として交付されたところでございます。

標準財政規模につきましては、地方消費税交付金の減などによる標準税収入額の減に加えまして、普通交付税や臨時財政対策債借入可能額の減などによりまして1億1,832万5千円減の54億5,130万1千円でございます。

財政力指数につきましては、分母となります基準財政需要額、分子となる基準財政収入額がともに減となったことは既にご説明申し上げましたが、相対的には分子となる基準財政収入額のほうが減が大きかったということで、単年度の財政力指数、3カ年平均ともに0.003ポイントの低下でございます。

次に、一般財源比率でございます。普通交付税や財政調整基金の繰入金の減によりまして、分子となる一般財源額が減となった一方で、分母となる歳入総額が大幅増となっておりますので、対前年度7.4%の減となっております。

なお、歳入総額の大幅増については、病院や老健跡地整備の実施などによる地方債の発行額の増加、また旧老健うちのみの残債償還のために、減債基金から繰り入れを行ったことが主な要因でございます。

自主財源比率につきましても、同様に依存財源であります地方債が大幅増となった一方で、減債基金の繰入金などによりまして自主財源が増加しております。自主財源の増加率が相対的に高かったということで、自主財源比率については対前年度0.4%アップの35.2%でございます。

次に、経常収支比率でございます。昨年度に比べ0.6ポイント改善いたしまして97.9%でございます。こちらは、経常収入であります普通交付税の減を町税が増加したことによりある程度穴埋めできましたことや、経常的な支出のうち、公債費が据置期間や低利率の関係で、29年度においては一時的ながらも減となったこと、また経常的な補助費等の減により、やや改善傾向になったものでございます。ただし、今後も普通交付税の減、公債費の増、こういったことは避けられないといったような状況でございますので、来年10月に消費増税が実施されたといたしましても、財政の硬直化を示します経常収支比率、こちらについては今後も厳しい数字になるだろうと予想しております。

次に、実質赤字比率から将来負担比率までの健全化判断比率でございますが、こちらは先ほど企画財政課長からご報告させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、将来負担比率の下側、実質収支比率でございます。標準財政規模に対する実質収支額の割合で、一応の目安といたしましては3%から5%程度が望ましいと言われております。前年度に比べまして、分母となる標準財政規模、また分子となる実質収支額ともに減となったわけでございますが、実質収支額の減が相対的に大きかったので、前年度に比べて3.3%ダウンの7.3%でございます。

次に、積立金現在高でございます。29年度におきましては、28年度の剰余金処分による積立額が29年度中の取り崩し額より大きかったため、財政調整基金の残高は1億2,353万8千円の増となりました。減債基金につきましては、29年度において減債基金を取り崩しまして、旧老健うちのみの残債を繰上償還いたしましたので、4億23万8千円の減となっております。

一方で、地方債現在高につきましては、29年度末現在で対前年度4億805万6千円増の113億8,487万9千円となっております。こちらは、内海病院及び老健うちのみの跡地の整備などによりまして、29年度中の地方債発行額が大きかったためでございます。

次に、債務負担行為、翌年度以降支出予定額でございます。前年度に比べて156万2千円増の2億9,564万2千円となっております。こちらは、小豆島オーリーブ公園、小豆島ふるさと村等に対する指定管理料を債務負担行為に設定しておりますが、こちらは1年ごとに減にしていくなですけれども、平成29年度におきましては、固定資産税、土地評価適正化事業や次期最終処分場整備事業など、複数年にわたる委託契約を行いましたので、その際に債務負担行為を設定したことから、増となったものでございます。

経常一般財源及び経常一般財源比率、こちらにつきましては、普通交付税を初めとする経常一般財源及び標準財政規模の増減を要因として変動いたします。29年度におきましては、分母となる標準財政規模、分子となる経常一般財源ともに減少しておりますが、町税や普通交付税、地方消費税交付金などの経常一般財源の減が相対的に申しますと小さかったということで、1.4ポイントの改善となっております。以上、簡単ですが、議案第52号のうち、平成29年度小豆島町一般会計歳入歳出認定のうち一般会計並びに特別会計の決算について、概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課付課長。

○総務課付課長（唐橋幹隆君） 平成 29 年度小豆島町水道事業決算につきまして、概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の 23 ページをお開きください。

このページでは、平成 29 年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましては、平年 29 年度の水道事業は、平年並みの降雨があり、おおむね水道水の安定供給を維持することができました。また、平成 29 年 4 月 1 日から、簡易水道事業が上水道事業に統合となったことにより、年間総配水量は 244 万 5,284 トンで、前年比 10% 増となり、有収率は 84.09% で、前年度を 1.51 ポイント下回りました。

次に、建設改良でございますが、導水管、送水管、配水管の布設事業、国道や町道の改良時期に合わせた配管の布設替えなど、効率的な施工を心がけて工事を実施いたしました。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収入での税抜きでの総収益は 5 億 2,857 万 6,623 円となり、このうち給水収益は 4 億 8,516 万 6,636 円です。前年度に対して 2,573 万 8,672 円の増となっております。これは簡易水道事業統合に伴う簡易水道事業分の給水収益の増加によるものでございます。

一方、事業費用は 5 億 483 万 9,129 円で、前年度の決算額と比較すると 1,872 万 6,184 円の増加となっており、主な要因として、簡易水道分の事業費用の増加によるものでございます。

この結果、当年度純利益は 2,373 万 7,494 円となりましたので、減債積立金の未処分利益剰余金への振り戻し額 4,944 万 2,339 円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は 7,317 万 9,833 円となります。

次に、資本的収入及び支出については 3、4 ページでご説明いたします。

収入では、第 1 項企業債 2,500 万円と第 2 項補助金 2,500 万円は、当浜と福田、浜浄水場の遠隔管理システム整備工事に係る企業債と国庫補助金でございます。

第 3 項 590 万 8,133 円は、植松都市下水路に係る水道管移設工事に伴う公共補償と町道吉田中央線水路工事に係る配水管移設工事に伴う公共補償に対する

一般会計からの繰り入れでございます。

第4項水道負担金 268万1,100円は、新規需要家の加入分担金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費は、主なもので導水管及び浄水設備の更新、配水管の更新に係るものなどでございます。

第2項は、過去に借り入れしております企業債の償還金となっております。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。以上が水道事業会計の概要でございます。まことに簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 平成29年度小豆島町介護保険施設事業決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の25ページのお開きをお願いいたします。

介護保険施設は、内海病院施設を改修し、平成29年6月1日から介護老人保健施設うちのみは定員70名を28名としたほか、特別養護老人ホームの待機者を解消するため、新たに定員60名の特別養護老人ホームうちのみの運営を行っております。

まず、業務でございますが、平成29年度の老健入所の利用者数は1万1,075人、1日平均利用者数は30.3人となっております。通所の利用者数は4,440人で、1日平均利用者数は18.5人となっております。特養の入所の利用者数は1万1,008人、1日平均利用者数は36.2人となっております。特養短期入所の利用者数は181人で、1日平均利用者数は0.6人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、施設の移転、開設に伴い、家具や医療器械、車椅子仕様車両、特殊浴槽等を購入いたしております。また、給食調理室にあるプレハブ冷蔵庫、冷却ユニットは経年劣化のため交換を行っております。なお、これらの財源は、平成28年度の県補助金を繰り越しました開設準備経費を充当いたしております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が8億4,451万7,595円で、前年度と比

べまして5億3,763万8,277円の増となっております。これは一般会計からの繰り入れや施設移転に伴い、旧老健建物等の長期前受け金の収益化や企業債償還の一般会計移管を特別利益として計上したことによるものでございます。

一方、総費用は、前年度と比べまして3億7,420万9,571円増の7億6,165万648円となっております。これは、旧老健建物等の固定資産除却損を特別損失に計上したことによるものでございます。この結果、収益的収支は8,286万6,947円の純利益となり、前年度の繰越欠損金を差し引き、当年度未処分利益剰余金は4,297万1,548円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入0円に対し、資本的支出は前年度に繰り越ししました建設改良費により、備品を4,841万559円購入いたしました。

企業債につきましては、残債全額を一般会計に移管いたしております。以上、簡単ではございますが、平成29年度小豆島町介護保険施設事業決算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本案については12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うことに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中にただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 41 分

再開 午後 2 時 48 分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に安井信之議員、副委員長に中松和彦議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

なお、議案第 52 号の審査報告は、9 月 20 日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第 6 議案第 53 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第 6、議案第 53 号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 53 号副町長の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町副町長を選任するに当たり、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成 30 年 10 月 1 日から副町長として選任したいのは、前副町長であった松尾俊男氏でございます。

松尾氏の経歴は、議案書に掲載のとおりでございますが、4 年間の副町長としての経験のみならず、職員であった当時の行政手腕、これまでの職務で築き上げた住民や職員との信頼関係を生かして、私の町政運営を支えていただきたいと考えております。ぜひ選任いたしたいと存じますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 以前、条例を改正して、副町長を2人にしていたんですが、その点については今後どういうお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 条例につきましては、2名以内という条例でございますが、非常に行政需要等々が変更になったら2名になる可能性もゼロとは言いませんので、当面は1名で参りたいと思っておりますが、条例改正をせずに、今の現状のままで1名を選任させていただきたいということでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに。大川議員。

○7番（大川新也君） 私もそのことをお聞きしようと思ったんですけど、松本町長が就任して4カ月がたちますけど、副町長が必要かどうか、必要性を町長はどう考えてますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 当然町長である限りは副町長を選任して、副町長には相当の職務を担っていただいて、町政運営をしてまいりたいと思っておりますので、副町長は必要であるということで、今回同意案件を提案させていただいたところでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第53号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第7 議案第54号 小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第54号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第54号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

旧池田庁舎にある池田窓口センターを池田保健センターに移設するに当たり、支所として設置するための所要の改正でございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第54号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

池田庁舎1階にございました池田窓口センターを池田保健センターの1階に移転するに当たり、地方自治法第155条第1項に規定される支所として設置するため、所要の改正を行うものでございます。

現在、小豆島町には、三都、橘、坂手、福田の4つの出張所がございますが、池田窓口センターにつきましては出張所統合による池田庁舎にかわるものとして、出張所ではなく支所として設置しようとするものでございます。出張所と申しますのは、役場窓口の延長という観念でございまして、住民の便宜のため役場まで出向かなくても済む程度の簡易な事務処理をする事務所であることに対しまして、支所とは市町の一定区域を限り当該区域を所管区域として、市町の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味するものでございます。

新旧対照表の改正後をご覧ください。

さきに申しましたとおり、池田窓口センターを支所としますことから、条例の名称及び第1条に下線のとおり「支所及び」を加え、第2条におきまして支所の名称を池田窓口センター、位置を小豆島町池田2071番地2と規定しております。

また、さきに支所は市町の一定区域を限り、当該区域を所管区域として事務

をすると申しましたが、住民の利便性を優先し、事務の効率化を図るために、第2項におきまして、支所の所管区域は特定しないものとしております。

第3条におきましては、出張所を改正前につきましては別表に記載しておりましたが、第2条の支所に合わせまして、本文中に記載をいたしております。

1 ページ開いていただきまして、第4条につきましては、条ずれによる改正でございます。

それから最後に、附則の施行期日でございますが、池田窓口センターの業務開始日は11 末ごろを予定してございますけれども、現在池田保健センターを改修工事中でございますので、工事改修後速やかに窓口センター業務を行いたいことから、規則で定める日としてございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第55号 草壁地区改良住宅外壁改修等工事（D工区）に係る工事請

負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第55号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（D工区）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第55号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（D工

区)に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、草壁地区にある14棟28戸の改良住宅の外壁を改修するための工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) 人権対策課長。

○人権対策課長(山口総一郎君) 議案第55号草壁地区改良住宅外壁改修等工事(D工区)に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集7ページをお開きください。

この工事は、平成26年度に策定した小豆島町営住宅長寿命化計画に基づきまして、草壁南地区の低層耐火構造2階建て住宅44棟89戸の外壁改修等を平成27年度から順次行っておりますが、今年度はそのうち14棟28戸を行うものです。今回、予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、草壁地区改良住宅外壁改修等工事(D工区)。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は8,586万円。4、契約の相手方は、有限会社壺井工務店です。

8ページをご覧ください。

工事の概要です。1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほどご説明しましたとおりでございます。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から平成31年3月29日までとします。5、工事概要は、外壁の吹きかえ、爆裂補修、屋根防水シート張りかえ、シーリング打ちかえなどがございます。6、入札業者は、記載の8社となっております。

9ページにつきましては、今回施工する場所及び標準的な施工方法を示した図面となっております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番(大川新也君) 二、三年前からこれ始まっておりますけど、その年度

によって件数が変わり、最初的时候は2棟4戸ぐらい、たしか。これ予算が県なり国の何かがあるんかわかりませんが、一遍に全部やるというふうなのではできないのかと、今回工事にかかる住宅につきまして全戸入居しているのかどうか、確認をとっているのかどうか、お願いします。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） これは、平成 27 年度から行っておる事業でございます。国の補助の関係とか、あと全体の予算の都合で戸数が決まっております。

2 点目につきましては、空き家も何戸かございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7 番（大川新也君） 空き家も一緒に直すということなんですね。ありますじゃなしに、直すんですね、ということは。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） はい。空き家でありましても、一応修繕のほうは行います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。森議員。

○9 番（森 崇君） この地図で僕はわからんですけど、ある人が、湿度が物すごく高いと。指導者が行ったら、実際は洗濯物をふたしとるんが、実際はそっちが原因かなというんは当時の担当者が言ようったんですけど、湿度については聞いたことありませんか、非常に高いと。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 住宅につきましては、構造上 R C の鉄筋コンクリートでございますので、どうしても湿度的なものはあるとは思いますが。ただ、洗濯物がどうか云々に関しては直接は聞いておりません。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 55 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（D 工区）に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 56 号 片城ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約につい

て

○議長（谷 康男君） 次、日程第 9、議案第 56 号片城ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 56 号片城ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、片城ポンプ場の電気設備を更新するための工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第 56 号片城ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集 10 ページをお開きください。

この工事は、片城地区にあります雨水の浸水対策用の雨水排水設備でございます。設置から 30 年余りの月日が経過しておりまして、それに伴います電気設備の更新を今年度から 3 年かけて行うもので、今年が最初となります。今回の予定価格が 5 千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び地方自治法により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、片城ポンプ場電気設備更新工事、契約の方法は一般競争入札による契約でございます。契約の金額は 5,400 万円ちょうどでございます。契

約の相手方は、東芝インフラシステムズ株式会社四国支社でございます。

11 ページをお願いします。

今回の工事の概要でございます。工事名、契約金額、落札業者は、先ほどご説明したとおりでございます。4番の工期につきましては、町が指定する日としておりまして、本議会の承認の日から来年平成31年3月20日までとしております。工事の概要ですが、ポンプ場の電気設備でございます。各制御盤、操作盤の取りかえ、新設と撤去と、それに伴います配線工事でございます。6の入札で、参加業者は1社で、東芝インフラシステムズ株式会社四国支社でございました。

次、12 ページをお開きください。

ポンプ場の平面図で、ちょっと薄くて申しわけないんですけど、今回取りかえる機器が灰色でドットで四角くなっているところのものでございます。左の上の図面です。四角の2、3というところがグレーのドットになっているかと思うんですけど、この機器について取りかえるようになります。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 以前もこういうふうな施設、電気で大手がやってますよね。地元の業者でも配線とかそういうなんができるんじゃないかなと思うんですが、できたらそういうふうな方向で、どこの業者でもできるような設備というふうな分にはならないんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 配線工事とか撤去したりというのは可能かと思われるんですが、こういうポンプ場の場合、性能発注という形をとってまして、こういうポンプがこういう水位に来たときにこんだけの量を吐くためにこういう設備が欲しいということのスタートになってますので、やっぱりそれなりの大手じゃないと、こういう操作盤とか、今言いました動力盤とかは設計から業者のほうがしてきますので、島の地元の業者だと難しいかと思えます。下請では、小豆島町内の電気屋さんが入って工事をやっているのが現状でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） そんな難しい工事でしたら、この5,400万円が妥当な金額かどうか、誰がこれはチェックするんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） こういう特殊の工事の場合、普通の一般の土木工事と違いまして製品が特殊です。この金額のほぼ7割ぐらいが製品の費用になります。その製品の費用はどうやって積算いうか、その費用を出してるかといいますと、先ほど言いました、こういうのをつくってほしいという仕様書を大手5社に依頼して、その見積もりをとってます。その中で一番安い金額を使って設計書を組んでいるような形でやっています。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） これちなみに、排水量いうんは1分に何リットルとかいうんがあると思うんですが、それはどれぐらいの能力なんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 片城のポンプ場の場合、毎秒3.8トンです。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決をします。

議案第56号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号片城ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第57号 小豆島町道路線の認定について

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第57号小豆島町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 57 号小豆島町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

西村地区と草壁地区にある 2 つの路線を今回新たに町道として管理するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第 57 号小豆島町道路線の認定についてご説明申し上げます。

上程議案集の 13 ページをお願いいたします。

今回ご審議いただく路線は 2 路線でございます。道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

13 ページの表の上段が 1 つ目で、路線番号 13047、路線名が竹生南線、起点が西村字芹甲 2392 の 1 地先から終点が西村字芹甲 2362 の 1 地先でございます。

2 つ目が、路線番号 14131、路線名、川東 4 号線、起点が草壁本町字下蔵田 128 の 13 地先、終点が草壁本町字下蔵田 128 の 21 地先でございます。

次、15 ページをお開きください。

14 ページが 1 つ目の竹生南線の位置図でございます。

竹生漁港の後ろ側に位置します。赤で囲ってある部分が今回認定をお願いする竹生南線で、延長が 85 メーター、道路の幅は 4 メーターでございます。黄色が既設の町道です。茶色の部分が県道の蒲野西村線でございます。こちらは、圃場整備を行ったときにつくられた道路として整備されたもので、今回認定を行うものでございます。

次、右側 15 ページの川東 4 号線です。中電工の西側になります。こちらも赤で囲われている部分が今回の川東 4 号線で、延長は 78 メーター、幅員が 4 メーターでございます。黄色が既設の町道です。こちらは、宅地分譲地内の道路として整備されたものを今回認定しようとするものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 西村の道路ですけど、これ地図上で余り民家がなく畑ばかりのようですけど、利用価値、町道に認めて、こっちの草壁と比べますと、利用度というか、そういうなんは。民家とか住宅はあるんですか、ないんですか、畑の中の一本道ですか。現地を見に行かないかんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） ここは、先ほど説明しましたように、圃場整備でできた道路で、当時は農地が面していたんですが、この地図だとちょっとわかりにくい、左下に家があって、その隣の隣にまた家があってという形で、だんだん宅地化はされていっているところで、地元のほうで材料支給等を利用して、水路整備また舗装をした後、今後利用度が高くなるということでご要望がありましたので、今回お願いしているものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本件については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号小豆島町道路線の認定については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案第 57 号の審査報告は9月 20 日の本会議にてお願いいたします。

~~~~~

日程第 1 1 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 2 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算

（第 1 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 11、議案第 58 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）と日程第 12、議案第 59 号平成 30 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 58 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第

2号) について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は、3,620万8千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 503万9千円、衛生費 104万7千円、農林水産業費 359万1千円、商工費 281万4千円、土木費 380万円、教育費 361万7千円、災害復旧費 1,630万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明します。

なお、議案第 59 号介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましても、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第 11、議案第 58 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 58 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 16 ページをお開き願います。

まず、第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,620 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 84 億 8,776 万 7 千円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございます。19 ページの第 2 表、地方債補正をご覧ください。

上段の追加分につきましては、本年 7 月初めの豪雨によりまして路肩が崩壊した町道蒲野石場線の災害復旧事業の財源といたしまして、元利償還金の 95% が普通交付税措置される公共土木施設災害復旧事業債 140 万円を新たに借りようとするものでございます。

下段の変更分でございますが、こちらは一般住宅リフォーム助成事業の財源として、当初予算で 1 千万円の過疎対策事業債ソフト分の借り入れを計上しておったところでございますが、申請件数が多く、8 月半ば時点で予算不足を生じることとなったため、今回 300 万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14 款国庫支出金、1 項 3 目 1 節公共土木施設災害復旧費負担金 560 万円でございます。こちらは、地方債のところで申し上げましたように、7 月初めの豪雨により町道蒲野石場線、こちらの路肩が被災しております。その災害復旧事業に対する国庫負担金でございます。負担率は 80%でございます。

同じく、2 項 1 目 1 節総務費補助金 921 万円でございます。まず、説明欄 1 の離島活性化交付金 75 万円につきましては、就労者向け滞在施設うえむらシェアハウスの施設改善及び備讃諸島の石の文化の日本遺産認定推進事業に対する交付金でございます。説明欄 2 の過疎地域等自立活性化推進交付金 846 万円につきましては、NPO 法人 T o t i e の委託を初めとする移住・定住促進事業に対する交付金を受け入れるものでございます。交付率は、離島活性化交付金が 2 分の 1、過疎地域等自立活性化推進交付金が 100%でございます。

次に、15 款県支出金、2 項 4 目 1 節農業費補助金 45 万 6 千円でございます。説明欄 1 のグリーンツーリズム推進事業費補助金は、東條地域農業集団が実施いたします石臼びき体験と米粉のホットケーキをつくるワークショップ、こちらに対する補助金の増額交付を受けるものでございます。説明欄 2 のオリーブ生産拡大総合支援事業費補助金は、町内企業が導入するオリーブオイルの小型充填機の機種変更による補助金の増額交付を受けるものでございます。説明欄 3 の新規就農者サポート事業費補助金は、後継者がおらず、今後 5 年以内に農業経営の一部または全部を移譲する意思がある農家が里親となりまして、承継希望者を指導する新規就農者の里親育成事業の財源として受け入れるものでございます。なお、補助率は、説明欄 1 及び 2 が 2 分の 1、説明欄 3 は 100%でございます。

同じく、7 目 1 節小学校費補助金 13 万 1 千円でございます。こちらは、エネルギー教育に関する教材購入に対する 100%補助で、今年度は池田小学校、安田小学校、星城小学校の 3 校が採択されております。

17 款寄付金、1 項 1 目 1 節一般寄付金につきましては、2 件、413 万 9 千円、3 目 1 節商工費寄付金で 16 件、140 万円、4 目 1 節小学校費寄付金で 19 件、51 万 6 千円、同じく 5 節保健体育費寄付金で 1 件、5 万円の寄付の申し出がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

次に、18 款繰入金、1 項 5 目 1 節過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 50

万円は、備讃諸島の石の文化の日本遺産認定推進事業の財源として繰り入れるものでございます。

同じく、12目1節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金86万4千円は、オリーブ記念館正面入り口の自動ドア修繕の財源として繰り入れるものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけましての19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金594万2千円でございますが、こちらは今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入300万円でございます。まず、説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成金100万円は、小豆島町消防団が購入する蘇生法教育人体モデルやAEDトレーナーに対する100%助成を受け入れるものでございます。説明欄2の建物災害共済金200万円は、さきの台風20号に伴いまして、公営住宅が被災いたしましたので、それに対する全国公営住宅火災共済機構からの見舞金でございます。

21款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、それぞれ借入額の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項7目企画費の100万円でございます。このうち9節旅費の16万円、11節需用費の7万円、14節使用料及び賃借料の7万円、合わせて30万円でございますが、こちらは海技教育機構練習船、大成丸の乗組員や職員と苗羽小学校6年生との交流事業に要する経費でございます。13節委託料の70万円は、就労者向け滞在施設うえむらシェアハウスが香川県建築指導課から消防設備の改善指示を受けましたので、今年度から5年間かけて順次改善策を講じるもので、今年度は防火壁の設置を行うものでございます。なお、予算計上済みの移住・定住促進事業の財源として、過疎地域等自立活性化推進交付金の交付決定がございましたので、あわせて財源更正も行っております。

同じく、10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金の313万9千円でございますが、まず説明欄1の地域防災組織育成事業助成金100万円は、小豆島町消防団が実施する蘇生法教育人体モデルやAEDトレーナー等の購入事業に対して、自治総合センターコミュニティ助成金を交付するものでございます。

説明欄 2 の自治会振興補助金 213 万 9 千円は、橘自治会の振興事業に対して 1 件、213 万 9 千円の寄付がございましたので、寄付者の意向に沿いまして橘自治会に補助するものでございます。

同じく、18 目文化芸術振興費、19 節負担金補助及び交付金の 90 万円でございます。こちらは、笠岡市、丸亀市、土庄町、小豆島町の 2 市 2 町で協議会を設立いたしましたので、ガイドマップやパンフレットの作成、観光ガイドの養成、講演会の開催など、備讃諸島の石の文化の日本遺産認定に向けた各種事業を推進することになりましたので、同協議会に対して 2 市 2 町が均等に負担金を拠出するものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項 4 目環境保全費の 104 万 7 千円でございます。11 節需用費の 24 万 7 千円は、福田港に設置しております電気自動車用急速充電器の修繕料、19 節負担金補助及び交付金 80 万円は、申請件数の増によりまして、住宅用太陽光発電設備整備事業費補助金を増額計上するものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、19 節負担金補助及び交付金 45 万円でございます。説明欄 1 のグリーンツーリズム推進事業補助金は、東條地域農業集団が実施する米粉を活用したワークショップ等に対する補助金、説明欄 2 の新規就農者サポート事業補助金は、経営移譲の意思のある農家が承継を希望する新規就農者を指導する経費を支援するものでございます。

同じく、5 目農地費、19 節負担金補助及び交付金の 105 万円でございますが、こちらは安田三五郎池土地改良区が実施する単独県費土地改良事業に対する町費の補助分 35% 部分でございます。

同じく、9 目オリーブ生産費、19 節負担金補助及び交付金の 9 万 1 千円でございます。こちらは、町内事業者が導入するオリーブオイルの小型充填機の機種変更等に伴う補助金の増額でございます。

次に、ページ下段から次のページにかけましての 3 項水産業費、1 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金 200 万円でございます。こちらは、町内企業から 1 件、200 万円の一般寄付がございましたので、寄付者の意向に沿いまして池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

7 款商工費、1 項 1 目商工総務費、11 節需用費 54 万円でございますが、これはオリーブナビの屋根瓦及びポーチの修繕料でございます。

同じく、3 目観光費、19 節負担金補助及び交付金の 141 万円でございます。

まず、説明欄 1 の自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金は、近年のサイクリストの増加をまちづくりに生かすため、土庄町とともに入会することとした同会への負担金、説明欄 2 は、小豆島まつりに対する町内企業、団体からの寄付金を、寄付者のご意向に沿って小豆島まつり実行委員会に支出するものでございます。

同じく、4 目観光施設費、11 節需用費の 86 万 4 千円でございますが、こちらはオリーブ記念館正面玄関の自動ドアの修繕でございます。

次に、8 款土木費、1 項 1 目土木総務費、13 節委託料の 80 万円でございます。こちらは、当初予算に計上しておりました道路台帳修正業務委託料に過年度で修正した地形図を印刷時に反映させるハイブリッド処理等を追加したことなどから、委託料が増額となったものでございます。

同じく、5 項 1 目住宅管理費、19 節負担金補助及び交付金 300 万円でございます。こちらは、一般住宅リフォーム推進補助金について、申込件数が当初見込みを上回ったため、補助金の増額計上をお願いするものでございます。なお、財源は過疎対策事業債ソフト分でございます。

次に、10 款教育費、2 項 1 目学校管理費、11 節需用費の 226 万円でございます。池田小学校職員室及び苗羽小学校 5 年教室の空調設備の修繕、また大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受けまして、各小学校のブロック構造物の点検を実施いたしました結果、建築基準法に不適合との診断が下されました池田小学校の的当てブロックは全撤去、また苗羽小学校のプール横のブロック塀は上段部の一部撤去となりました、その費用でございます。

同じく、2 目教育振興費の 64 万 7 千円でございます。まず、18 節備品購入費の 13 万 1 千円ですが、こちらは池田、星城、安田の各小学校においてエネルギー教育に要する教材備品を購入するもので、財源は県支出金 100%でございます。19 節負担金補助及び交付金 51 万 6 千円につきましては、苗羽小学校に対して 18 件、41 万 6 千円、安田小学校に対して 1 件、10 万円の寄付の申し出がございましたので、それぞれ寄付者の意向に沿って学校振興補助金として交付するものでございます。

次に、ページ一番下の 3 項 1 目学校管理費、11 節需用費の 19 万 5 千円でございます。こちらは、教職員の働き方改革の一環で、留守番電話システムを小豆島中学校に試験導入するものでございます。

1 ページめくっていただきまして、5 項 2 目公民館費、18 節備品購入費 46 万 5 千円は、福田公民館の輪転機が故障しておりまして、古いため部品もございませんので、修理が不可能ということで、新たに更新するものでございます。

次に、6 項 1 目保健体育総務費、19 節負担金補助及び交付金 5 万円でございます。こちらは、町内の個人からいただいた寄付金を寄付者の意向に沿ってオリーブ杯バレーボール大会に対して補助するものでございます。

11 款災害復旧費、2 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費、15 節工事請負費の 1 千万円は、本年 7 月初めの豪雨により被災した町道蒲野石場線の復旧工事費の計上でございます。

同じく、2 目住宅施設災害復旧費、11 節需用費の 468 万円は、台風 20 号により屋根防水シートが剥がれてしまいました公営住宅橋 B 団地の復旧修繕の計上でございます。

最後に、3 項 1 目観光施設災害復旧費、13 節委託料の 162 万円は、7 月初めの豪雨で一部崩落しておりますふるさと村のふるさと荘北側の法面復旧事業の測量設計業務を委託しようとするものでございます。以上、簡単ですが、議案第 58 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11 番安井議員。

○11 番（安井信之君） 10 ページの備讃諸島の分なんですけど、これ事務局は笠岡に置いてというふうな感じになるのかなと思うんですが、あと残りの 3 町、全部で 4 市町になりますけど、その辺の会合なりはどのような頻度で行って、こちらの意見等もくみ上げてもらえるのかというふうなことをお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 安井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事務局ですけれども、この推進協議会につきましては、笠岡市さんのほうで事務局をやっていただくということになります。それで、正式には、10 月 3 日に 2 市 2 町の首長が笠岡市のほうに参りまして、まず 1 回目の推進協議会を立ち上げて、どういった事業をやっていくかというのを決めていくという

ことをございます。2市2町とも、この9月補正におきまして各市町均等の90万円掛ける4の予算を組もうということでスタートをしております。

各市町の意見がどの程度ということですが、もちろん松本町長も行かれますし、商工会の谷本会長あるいは観光協会の堀川会長さんにもメンバーとして行っていただきたいと考えておりますので、しっかりと小豆島側あるいは小豆島町側のやっていきたいこと、盛り込みたいことをご提案したいと思っています。

それから、事務方部門での議論も当然あるわけをございまして、そちらにつきましては月1回程度持ち回りで今事務方同士でいろんな話をしております。笠岡、丸亀、土庄、小豆島町ということで、それぞれの役所の庁舎を使いまして、事務的に打ち合わせを進めておるところをございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 何点か。

まず、10 ページ、企画費のうえむらシェアハウスの防火壁についてですが、消防設備の関係で、これオープン時は消防のほうから何もそれは言われなかったのかどうか。それと、今現状このシェアハウスはどのぐらいの人が利用しているのか。全然私には聞こえてこない、地域の行事にも出てこないんですけど、そのあたりの人数を確認したいと思います。

それから、2点目が、10 ページの同じく衛生費の環境保全費、電気自動車の充電器の補修、福田港。これ小豆島町内で電気自動車の充電器をかなり置いております、観光地とか庁舎に。これは全て無料でやっておりますが、これはいつまで無償で充電していただくのか。こういうふうな補修費がかかるような故障をした場合も、当然町費の一般財源から出していかないかんというんが、まあこの会計から出るんかわかりませんが、そのあたりでこれは永遠に無料で充電するのかどうか。

それから、3点目が次のページ、商工費のオリーブナビの屋根瓦の補修。現状は、商工観光課とオリーブ課が今年移転しましたので、今観光協会だけの事務所で、どれぐらいの使用というか、利用者が来て、今は観光協会が何名であそこの事務をとっておるのか、そのあたりをちょっと詳しく教えてほしい。

4点目は、同じく教育費の修繕費、各小学校のブロック塀で撤去をしなければならぬという点が出ましたが、これはブロック塀だけであって、先ほどの

私の一般質問でもいろいろ学校視察のときに現場から声を聞いたんですけど、校内で困っておる。地震とか災害のときに、ブロック塀に限らず、いろんな施設、設備に危険度があるというふうなところがあるらしいですが、そういうふうな対応は、今回はたまたまブロック塀の事故があつての対応だと思います。それ以外でそういうふうな危険と思われる箇所の聞き取りは毎年行っておるのかどうか。ブロック塀は撤去しても、ほかに危ないところがあるというのを私は聞いておりますけど、そのあたりを詳しくお願いします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大川議員の1点目のご質問のうえむらシェアハウスの防火壁の件につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、オープンの際に大丈夫だったのかと、なぜわからなかったのかということですが、オープン当初は簡単なコンパネ程度なんですけれども、防火壁を実はつけておりました。それで、県の了解も得ておったわけですが、実は平成30年1月31日に札幌のほうで寄宿舎が火災を起こしまして、16名の方のうち11名が亡くなるという悲惨な事故が起こっております。この札幌火災を受けまして、もう一度この寄宿舎等の総点検を全国的にやろうということで、うえむらシェアハウスも香川県のほうから建築指導主事に来ていただきましてチェックを再度していただきました。その際に、やはりもう少し防火性のある防火扉、こちらを設けたほうがいいですよというご指導をいただきましたので、今回国の補助金を半分活用いたしまして防火壁をつけさせていただくという補正のご提案でございます。

それから、今何名入っておるかということですが、実はうえむらシェアハウスは9室ございますが、今7室が埋まっておるところでございます。最初、地域の方との説明会とか話し合いの中で、当然地域行事にも積極的に参加しますよというお約束をしております。私もその場に行ってそういうお話をさせていただいております。今、大川議員から、そこがなかなかできてないじゃないかというご指摘でございます。これはもう率直に反省をいたしまして、もう明日からでもT o t i eと相談しながら、可能な限り地域の皆さんと一緒にこのうえむらシェアハウスを育ててもらいたいなということで考えております。善処してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 2点目の質問でございます。

急速充電器、これは無料で今提供させていただいておりますが、課金の見通しにつきましてのご質問でございますが、現時点で環境衛生課といたしましては、次世代自動車の普及促進、こちらに軸足を置きまして、当面の間無料で様子を見ていきたいと考えております。中国、ヨーロッパのほうで次世代自動車の主流が電気自動車、これに移ってくるということで、国内でも自動車メーカーのほうから、電気自動車へのシフト、これを表明されることが出ております。そういった中で、電気自動車のインフラとしてどういう形に落ちついていくか、今後の国の動向あるいは国の施策、こういった動向を見ながら有料化について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 3点目のご案内でございますけども、オリーブナビの瓦の件につきまして、まず瓦につきましては一部が欠落した状態で、今後他の瓦も影響して、下を通る観光客にけが等があつてはいかんということで対応したいというふうな形で計上させていただいております。

それから、オリーブナビの運営に関しましては、合併当初から言うております観光情報、こちらのほうの発信という形でございますので、町の臨時職員が観光対応、それから町の観光協議会のほうの職員、こちら2名で窓口のほうは対応してございます。

観光協会につきましては、今産休の方もおいでになるんですけども、一応4名の方が事務所の中にいるということでございます。

オリーブナビの利用客、こちら正直カウントしてございませんけれども、ほぼほぼオリーブ公園のほうからおいでになられた観光客の方々が一度は中へちょっと入って涼まれる方もおいでになります。また、当然町民ギャラリーが2階のほうにございますので、そのような関係の方々も多数ご来場していただいております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 4点目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、ブロック塀についてなんですけど、6月18日の事故でブロック塀倒壊

等がございまして、その件については緊急で点検を行っております。すぐには倒壊のおそれはないということではございますが、建築基準法等の関係で専門家に見てもらったところ、規格不適合な部分があるということで、池田小学校の的当てについては撤去、苗羽小学校のプールサイドの塀については、上段1段目を取り外すという形でございます。このように、突発的な部分につきましては、今回のように補正で対応させていただいております。

各学校からの要望等につきましては、学校から何かあればすぐ連絡が来ます、こういうのが壊れたのはどうすればええかという形で。それについては、緊急性のあるものについては現在の予算内で対応するか、なければ補正予算で要望して対応しております。

次年度の例えば予算につきましては、例年7月末までに学校からの要望を上げてもらっております。それについて一回取りまとめを行って、8月中旬に教育委員さんと一緒に、各学校施設、幼稚園とか保育所もあれば一緒に現場を回って意見をお聞きして、その場で一応確認をさせていただいております。そして、一度帰って協議を行って、優先順位をつけるなり、必要なものから順に予算要望をしております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

次、日程第12、議案第59号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第59号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 20 ページをお願いします。

第 1 条は、既定の額に歳入歳出それぞれ 3,924 万 1 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 21 億 3,054 万 7 千円とするものでございます。

今回の補正は、平成 29 年度の介護給付費、地域支援事業費に対応する交付金等の精算に伴う補正でございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

別冊の 20 ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

8 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 3,924 万 1 千円は、国の負担金等の返還に必要な額を前年度の繰越金で充当しようとするものです。

次に、歳出の説明を申し上げます。

次ページをお願いします。

5 款諸支出金、1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料 3,924 万 1 千円でございます。これは、平成 29 年度の介護給付費、地域支援事業費に対して国県支払基金から概算で交付を受けた交付金等について、実績に対して過大に交付を受けたものについて返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 59 号平成 30 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 質疑が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 59 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号平成 30 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されま

した。

議会事務局長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。議会事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 私のほうが監査委員事務局長も兼ねておりますので、ここで資料の訂正をお願いいたします。

決算書に添付しております監査委員の意見書の訂正でございます。

平成 29 年度小豆島町決算審査意見書のほうをご覧ください。こちらの 18 ページ、平成 29 年度介護保険施設事業会計決算審査意見書でございます。よろしいでしょうか。

このページの 4 番、審査の概要(1)収益的収支の状況の中に表がございますけれども、この表の下から 2 段目、前年度繰越利益剰余金となっておりますが、ここは欠損金でございましたので、文言としましては、前年度繰越欠損金というふうに訂正をお願いいたします。

また、この説明欄の下から 2 行目、この結果、収益的収支は純利益 8,286 万 7 千円となり、これに前年度繰越損益金とございますけれども、ここも前年度繰越欠損金となりますので、あわせて訂正をお願いいたします。以上、2 点でございます。訂正をお願いしまして、あわせておわび申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は 9 月 20 日木曜日午後 2 時 30 分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 55 分